

平成27年第3回東大和市議会定例会会議録第18号

平成27年9月2日（水曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	須藤孝桜君

出席説明員（26名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
総務部参事	鈴木俊雄君	市民部長	広沢光政君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	小俣学君
財政課長	川口荘一君	子ども生活部 副参事	井上誠二君
青少年課長	中村修君	健康課長	志村明子君
ごみ対策課長	松本幹男君	環境部副参事	長瀬正人君

土 木 課 長 寺 島 由紀夫 君  
下 水 道 課 長 佐 伯 芳 幸 君  
社 会 教 育 課 長 村 上 敏 彰 君

建 築 課 長 中 橋 健 君  
学 校 教 育 課 長 岩 本 尚 史 君  
中 央 図 書 館 長 関 田 実 千 代 君

## 議 事 日 程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長（関田正民君） 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） おはようございます。12番、自由民主党の蜂須賀千雅でございます。平成27年第3回定例会に当たり、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

まず1番といたしまして、溢水対策についてお伺いをいたします。

①といたしまして、7月30日の午後、東京地方の広い範囲にところによって雷を伴った激しい雨が降り、東大和市の各所においても溢水による被害が出ている。

アとして、平成20年8月31日の大雨による被害以降、東大和市がとってきた対策とその効果について。

イといたしまして、現在の雨水排水管はいつごろのものなのか。この管での対応で十分との考えか。

ウとして、東大和市が考える今後の雨水排水への対策はについてお伺いをいたします。

次に、2番といたしまして、子育て施策の充実についてお伺いをいたします。

①といたしまして、虫歯罹患率低下に向けての取り組みの進捗状況について。

②といたしまして、学童クラブ、ランドセル来館における課題と今後の取り組みについて。

③といたしまして、通学路防犯カメラの設置場所選定についてをお伺いをいたします。

次に、3番といたしまして、学校施設の整備についてお伺いをいたします。

①といたしまして、校舎及び体育館の老朽化への対応について。

②といたしまして、教室等の室内環境についてをお伺いをいたします。

次に、4番といたしまして、図書館事業についてお伺いをいたします。

①といたしまして、最近の利用者の推移について。

②といたしまして、図書館の催し物の内容とその状況について。

③といたしまして、図書館運営の課題についてをお伺いをいたします。

以上でございます。

壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しましては自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお伺いをいたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、平成20年8月31日の大雨による被害以降における対策とその効果についてであります。平成20年8月31日の大雨につきましては、近年で最も激しい集中豪雨となり、市内各所におきまして道路冠水や建物の

浸水被害が発生いたしました。

この被害を受けまして、冠水時に車の走行によって起こされる波による二次的被害の拡大防止のため、市では東京都及び東大和警察署と協議を行い、南街大和通りの通行どめの措置がいち早くできるよう対処いたしました。また、平成21年度から雨水浸透施設の設置や雨水排水施設の清掃を計画的に実施しております。このような対策を継続することによりまして、溢水被害の軽減に効果を発揮しつつあると考えております。

次に、現在の雨水排水管の整備時期とその機能についてであります。雨水排水管につきましては、古くは昭和10年台から、新しいものでは昭和50年代に整備されたものとなっております。これらの排水管は放流先を空堀川とするものであり、通常の降雨までは対応できていると考えますが、近年多発しております局地的豪雨に対しましては排水能力が十分といえない状況にあると認識しております。

次に、今後の雨水排水への対策についてであります。今後につきましては、引き続き雨水浸透施設の設置や雨水排水管の清掃を計画的に実施するとともに、雨水処理の抜本的な整備を検討し、効果的な浸透・貯留対策を講じる必要があると考えております。

次に、虫歯罹患率低下に向けての取り組みの進捗状況についてであります。市では、乳幼児期における取り組みとして、生活リズムを整えること、歯磨き習慣を持つこと、かかりつけ歯科医を持つことを目標として、妊娠期を含めた歯科健診や歯科保健教育を行っております。また、歯科保健に関する知識の普及のため、歯科衛生士を市内の保育園や小学校、福祉施設等に派遣し、虫歯予防の講話や歯磨き習慣等についての健康教育を行っております。

市内の小中学校における取り組みの進捗状況につきましては、児童・生徒の虫歯の罹患率は、東京都平均と比べて依然高い水準にありますが、家庭、学校、関係機関が連携して具体的な取り組みを行っております。

詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、学童クラブ、ランドセル来館における課題と今後の取り組みについてであります。学童保育事業をさらに充実していくためには、活動場所の確保並びにこの事業を支えていく指導員等の確保及び増員等が今後の課題であると考えております。

今後の取り組みにつきましては、教育委員会とさらなる連携を図り、学校施設を活用した取り組みに努めてまいります。

次に、通学路防犯カメラの設置場所の選定についてであります。東京都の防犯カメラ設置事業を活用して平成27年度と平成28年度の2カ年で市内10校の小学校の通学路に防犯カメラを各校に5台設置する計画としています。現在は、学校とPTAで設置場所の選定を進めているところであります。

詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、学校施設の整備についてであります。建物を適正に保全していくためには、中長期の視点で計画的に行っていく必要があると考えております。また、児童・生徒が安全で快適な環境のもとで学校生活を送れることは大変重要であると考えておりますので、引き続き教育環境の整備に取り組んでまいります。

詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、図書館事業についてであります。図書館3館の事業運営につきましては、市民の皆様から開館日の増を初めさまざまな御意見をいただいております。

図書館では、多様化・高度化する市民の皆様の学習要求に対応するため、資料の充実を図るとともに、関係する市民団体の皆様と協力し、講演会等を実施しております。

今後もより多くの市民の皆様に御利用いただけるよう、適切な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、小中学校における虫歯罹患率の低下に向けた取り組みの進捗状況についてありますが、平成26年度東京都の学校保健統計書によりますと、当市の小学校、中学校の虫歯罹患率はともに市部では最下位となっており、東京都平均との差もなかなか縮まらない状況であります。

虫歯罹患率は、虫歯の処置完了者と未処置の合計者数の割合でありますことから、一度虫歯になってしまいますと、治療が済んでも卒業するまでの間は虫歯罹患者として計上されることになっております。

教育委員会では、平成26年度から児童・生徒及び保護者の歯の健康に対する意識づけを中心に、虫歯の予防、早期治療の支援を図るため、学校歯科保健取り組みプランを作成いたしました。また、各学校が年間を通じて工夫した取り組みが行われるように具体的な取り組み例を示すなど、学校支援並びに各家庭への働きかけを積極的に行っております。2学期から歯科医師会の協力を得て第六小学校の1年生を対象に虫歯予防のためのフッ化物洗口を行うことといたしました。

今後も関係機関が連携して虫歯対策の取り組みの充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、通学路防犯カメラの設置場所の選定についてであります。犯罪抑止策としても全市的な配置が効果的であることから、平成27年度に設置する防犯カメラ25台を10校に振り分けることといたしました。学校により2台または3台の設置となりますが、平成28年度末には各学校合計5台ずつの設置となるように整備を進めてまいります。設置場所につきましては、各学校の通学路をスクールガードリーダーが事前に現地調査し作成した通学路図を参考に、学校とPTAで設置場所の選定作業を進めております。

今後は学校とPTAの意向を十分に尊重し、東大和警察署からの指導、助言などを参考にしながら、全市的なバランスを踏まえまして決定してまいりたいと考えております。

次に、校舎及び体育館等の老朽化への対応についてであります。学校施設は建設から長い年月を経る中で老朽化が進むとともに質的改善が望まれております。現状、施設にふぐあいがあつた際に保全を行っておりますが、今後は計画的に施設の点検、修繕等を行い、ふぐあいを未然に防止することが重要であると認識しております。このため、改修時期等を定めた中長期的な整備計画の策定が必要であると考えております。

また、長寿命化を図る必要がある施設につきましては、計画策定において建物の耐久性や機能向上のための検討を行い、よりよい教育環境の整備に取り組んでまいります。

次に、教室等の室内環境についてであります。これまで児童・生徒が安全で快適な環境のもとで学校生活を送れるよう良好な教育環境の整備に取り組んでまいりました。近年では、小中学校の全普通教室へ冷房設備の設置を行いました。引き続き教育環境の整備に取り組んでまいります。

次に、図書館事業について御説明いたします。

1 点目の最近の利用者の推移についてであります。延べ利用者数は平成24年度が19万2,609人、平成25年度は18万3,757人、平成26年度は19万2,060人となっております。貸し出しサービスの利用者数はやや減少傾向にあります。貸し出しサービス以外で来館されている方はむしろふえており、以前より図書館で長い時間を過ごされる方がふえたように感じております。図書館の存在が、読みたい本や雑誌を借りに行くところから、

お気に入りの本や雑誌、新聞などをゆっくり読んで過ごすところに少しずつ変化してきているのではないかと考えております。

2点目の図書館の催し物ではありますが、子供たちのためのおはなし会、講演会、読み聞かせの講習会などがあります。おはなし会は中央図書館、桜が丘図書館、清原図書館の3館でそれぞれ開催しております。平成26年度の実績といたしましては、中央図書館では48回の開催で364人の参加、桜が丘図書館では43回の開催で541人の参加、清原図書館では44回の開催で451人の参加がありました。

講演会の平成26年度の実績といたしましては、中央図書館開館30周年記念事業の一つとして、詩人の谷川俊太郎氏をお招きし、トークショーを開催いたしました。谷川氏が作詞をした東大和市立第五小学校の校歌をその学校の児童が歌うということもありまして、420人もの方々の参加がありました。

読み聞かせの講習会の平成26年度実績といたしましては、2日間の開催で延べ11人の参加がありました。

今後も催し物の内容や開催方法、時期等を工夫し、多くの方々に御参加いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

3点目の図書館運営の課題といたしましては、開館日の増と図書館施設の有効活用であると考えております。

開館日の増ではありますが、現在3館のうち清原図書館だけが月曜日を休館しております。開館日の増につきましては市民の皆様からも御要望をいただいているところでありますが、平成24年度から桜が丘図書館の月曜開館を人員増を行わずに実施いたしました。清原図書館の月曜開館につきましては必要性は認識しておりますが、現状の人員体制では困難であると考えております。

また、図書館施設の有効活用についてであります。中央図書館2階にあります展示コーナーを多くの方に御利用いただくために、基準等を作成し利用希望者を募集できるよう準備をしているところであります。

そのほか、市民の皆様から中央図書館に自習、学習できる場所をつくってほしいなどの御要望もありましたことから、レファレンス室の利用ルールの緩和等につきまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） さまざまありがとうございます。それでは、再質問させていただきたいと思えます。どうぞよろしく願いをいたします。

まずは1番の洪水対策についてということでお伺いをさせていただきたいと思えます。

質問の具体的な内容のところにも書いてありますが、7月30日の午後にこのように激しい雷を伴った雨が降りました。その中で、さまざま、我が会派にいる押本議員が地元ですので、過去も質問をしておりましたが、それ以降、これまでに設置した雨水浸透施設等の数と場所についてと、またそれに対して市が投じたさまざまな金額があると思うのですが、そのあたり、平成20年8月31日の大雨以降、さまざまな取り組みが行われてると思えますが、まずはこれまで設置した雨水浸透施設の数と場所、それからそれに対して市が投じた金額についてお教えいただければというふうに思えます。

○土木課長（寺島由紀夫君） 雨水浸透施設の数と場所、それから市が投じた金額についてでございますが、雨水浸透施設につきましては昭和59年度から設置してございまして、平成13年度までに14基を設置しております。その後、平成20年8月の大雨を踏まえまして、翌年平成21年度から現在まで、8基を計画的に浸透施設の設置を行っており、合計で22基になります。

先ほどの8基の中の1基につきましては、平成26年度、集水すの浸透化ということで19カ所やった箇所なんです。それにつきましては便宜上1基ということで捉えさせていただきたいと思えます。

場所につきましては、南街二丁目、三丁目、五丁目、六丁目に7基、向原三丁目、ハミングホールの北側の公園に1基、桜が丘一丁目、東大和市駅前の桜街道沿いに1基、東大和市駅寄りの市道第1号線、用水北通りになりますが、を挟んだ南北道路に7基、新堀の東野火止橋手前に3基、清原四丁目、新堀二丁目の第三小学校の南西の沿線道路に3基を設置してございます。

これら22基の整備金額でございますが、合計で1億2,051万6,000円でございます。

また、この22基のほかに、昭和59年度から市内各所に道路改良工事や道路整備の中で浸透機能を有した集水ます、担当課ではL形用浸透ますということの名称で考えておりますが、この集水ますを数多く設置してございます。こちらの具体的な数量、金額は把握できておりませんが、およそ300基ほどと捉えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

平成21年、20年の以降、21年からでも今8基ほどということで御答弁いただきましたが、積極的に地元の議員さんの働きかけもあり、さまざまな効果を打っていただいているということはある限りだなというふうに思っておりますが、この雨水浸透施設の1基当たりの効果、容量などを含めて全体の効果というのはどのようになっているかを教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 雨水浸透施設の1基当たりの効果、また全体の効果ということでございますが、雨水浸透施設、浸透井タイプのものでございますが、その貯留量ですが、各場所で貯留量や浸透量は違いますので、平成21年度からの雨水浸透施設の1基当たりの平均の数値を報告いたします。

貯留量はおよそ30立米となっております。30立米といいますと、例で例えますと、浸水深さが50センチとしますと、3メートルの20メートルぐらいの範囲ぐらいの量ということになります。それから、時間当たり浸透量は22立米となっております。

効果につきましては、雨の量やその強さにより全体的に何立米取り込むことができたというような把握は難しく、数値としてのデータはございませんが、冠水の状況を確認した中では、以前よりもおくらせて冠水し、また水の引きも少しずつ早くなっていると認識してございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。水の引きも確かに少しずつ早くなっているということで効果があらわれてるのかなというふうに認識もしておりますので、大変ありがたい限りだなというふうに思っております。

先ほど市長答弁の中にもありましたが、平成20年の際に、被害拡大防止のために東京都及び東大和警察と協議を行って、南街大和通りの通行どめの措置がいち早くできるように対処する取り組みが行われたというふうに認識しておりますが、ことしの7月30日の午後、大雨時、南街大和通りの通行どめは確実に行われたのかどうかということをお教えいただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 通行どめは確実に行われたかどうかということでございますが、大和通りの通行どめにつきましては、東大和警察署主導のもと、午後2時から30分程度、南街四丁目交差点から南街交番交差点までのおよそ380メートルの区間につきまして行いました。その際に、路線バスは通行どめの対象外でございまして、徐行して通行することとしてございますが、実際にも何台かバスが通過している中で、特に問題の報告もなかったことから、適切に通行どめは行われたものと認識してございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） あと、平成20年の先ほど8月のお話を市長答弁の中でもいただきましたが、同じ会派の押本議員からの資料をいただきまして、平成20年8月31日の総雨量が82ミリですかね、それから時間最大雨量が72ミリということで大変な数量があったということなのですが、今回の7月30日の件の市が把握してるこういったその被害状況ですね、この総雨量であったり、そのあたりの数字を把握しているようであれば教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 7月30日の大雨の被害状況でございますが、当日午後1時から4時までの3時間に総雨量46ミリ、時間最大雨量が43ミリを記録いたしました。市では第一配備体制をとりまして、道路冠水に伴う通行止め及びグレーチングの清掃、土のうの搬送等を行っております。

被害及び対応でございますが、床下浸水が5件、道路冠水が4件、また土のうの搬送が205袋ございました。床下浸水した家屋につきましては、当日及び翌日に消毒を実施したものでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） 参事、ありがとうございます。

よく天気予報とかで時間の最大雨量、今お話ありましたが、よく10分間の雨量の最大だとか、例えば1時間当たりの換算でどれぐらいだというような、台風シーズンだとお話があると思うのですが、そのあたりというのはどれぐらいだったかって、もしわかればいいですから教えていただければというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今回の7月30日の降雨につきましてでございますが、先ほど総務部参事のほうからお話がありましたように、時間最大雨量43ミリというデータが出ておりますが、10分間雨量の最大が午後1時30分から40分で、その10分間で23ミリという激しいものでございました。この数値を単純に6倍して1時間換算にしますと時間138ミリの勢いの豪雨ということになりまして、この10分間に降った計算になり、この雨水管だけでなく、市内各所の雨水管の排水処理能力を大幅に上回るものであったと認識してございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今土木課長のほうからお話ありましたとおり、よく天気予報でそういう表現をされるんですが、そのあたりの表現で換算すると大変な雨量が降ったということがよく数字上もわかるのですが、そうすると、やっぱり改めてこの雨水排水管の関係の対応がやっぱりこの先も引き続き、平成21年以降も取り組みを行われておりますが、改めて、これから9月という予算時期ですが、箇所、箇所に必要ではないかということがこの数字から見ても非常にわかる部分だなというふうな認識を捉えておりますし、そのあたりの対策を含めてまた少し伺いさせていただきますが、富士見通り下の雨水管、あれはもともと米軍の旧大和基地の雨水配水のために増設したものであるというふうに地元の押本議員から伺っておりますが、南街交番付近の溢水の原因は、この管で排水能力の限界がそろそろ来てるんじゃないかという認識が我々の中ではあるのですが、そのあたりの市の認識はどのように捉えているかを教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） この富士見通りの下でございます雨水管でございますが、戦後間もなく米軍が旧大和基地の雨水排水とまた雑排水を流すためにつくられたものと推測してございます。口径は1,500ミリの円型管となっております。

先ほど申し上げましたように、時間に換算しますと138ミリの勢いの雨がこの10分間に降った計算になりますので、この雨水管だけでなく、市内各所も排水能力を大幅に上回るものであったということと考えてござい

ますので、この雨水管につきましても、このような雨の状況の中では排水処理能力を大幅に上回るものであったものと認識してございます。

以上でございます。

- 12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。平成21年以降も踏まえて、その前も、大変担当としても取り組みをしていただいていること、また平成21年以降も積極的に予算の投資をしていただいて、この地域のこの対策をしていることには我々も大変評価をさせていただいておりますし、本当にありがたい限りだなというふうに認識をしております。

当然、都市化が進んで、雨水が雨水管に流れ込む量も大変ふえております。また、近年多発している局地的豪雨、温暖化の関係もあると思うのですが、このあたりの新たなる対応のためには、また新たな雨水管の増設が必ず必要ではないかというふうに認識をしておりますが、そのあたり、担当としてのお考えを教えてくださいというふうに思います。

- 都市建設部長（内藤峰雄君） 新たな雨水管の整備ということでございますけれども、御存じのように、当市は汚水排水と雨水の排水を別々に行うという分流式の方式をとってございます。汚水排水につきましては、人口の普及率といたしまして99.9%という形で、100%概成に達しているというような状況でございますが、いまだに雨水配水の公共下水道としての計画には着手してございません。総合的な治水対策を進める上で、浸透の方法とか、そういうことをとる上で、また大規模な宅地開発、市で行う場合には区画整理等でございますけれども、そのようなときには貯留施設をつくるだとか、将来の公共下水の雨水の計画にも対応する管といったものを整備しておりますけれども、それ以外のところでは古くから入れた管に頼らざるを得ない。または、道路排水を、道路に降る雨水を排除するのが目的で入れられている暫定管に頼らざるを得ないということがございますので、ただいま蜂須賀議員から御指摘のあったような形で何らかの整備が必要だというふうには捉えています。

しかし、この集中豪雨につきましては、短時間で急激に河川や雨水排水管に雨が急激に流れるために水位が上昇し、内水で氾濫を起こすということが起こっているわけでございますので、当然、この雨水排除のための雨水整備の検討とあわせて、内水被害を軽減するための総合的な治水対策も課題だというふうに捉えています。

以上でございます。

- 12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。部長のほうから今問題点を指摘をしていただいて、今後の対策も含めて御答弁いただきました。本当にありがとうございます。

当然、雨水の放流先である空堀川の整備状況ということでこちらもお伺いしなきゃいけないなというふうに思っております。下流域である埼玉側も含めた整備状況、そしてまた時間当たり50ミリの降雨に対応できるように可能になる時期、このあたりはどのように捉えているのかどうか、教えていただけますでしょうか。

- 土木課長（寺島由紀夫君） 空堀川の整備状況、また時間当たり50ミリの降雨に対応可能になるのはいつかということでございますが、東京都によりますと、東大和市区域内におけます空堀川の時間当たり50ミリの護岸整備でございますが、平成26年度末で約3.9キロのうちおよそ80%が完了しているような状況でございます。また、空堀川の全体では、約14キロメートルのうちおよそ85%が完了しているとのことでございます。

ただし、下流の流下能力を勘案し、現在は暫定箇所となっておりますことから、空堀川最下流部の柳瀬川合流点が整備完了後、順次河床を掘り下げて時間50ミリ対応の稼働整備を行っていく予定とのことでございます。

また、東大和市の区間でございますが、何年ごろになるかというところは現在のところ未定であるとのことでございます。

以上でございます。

- 12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。東大和の区間が何年後になるか未定ということですので、そのあたりのもちろん情報収集と要望等含めて積極的な取り組みを改めてお願いできればというふうに思っております。それはぜひよろしく申し上げます。

南街交番を中心とした大和通り、そして南街四丁目交差点付近の大雨時の溢水被害の抜本的な対策には、当然一定規模の地下貯留施設の建設しかないということで、過去、地元の押本議員も何度もこの話をさせていただいたという経緯があることは議事録等で御確認いただければわかると思いますが、そのあたり、市の見解を改めて、また建設の可能性についてお伺いをさせていただければというふうに思っていますので、お願いいたします。

- 都市建設部長（内藤峰雄君） 市内で内水被害が起きている箇所というところが大体どんなようなところで起きるかというようなことは既に把握できております。こういった溢水被害の軽減対策といたしまして、以前から進めております雨水浸透施設の設置や雨水排水管の清掃を毎年計画的に行ってきておりますけれども、近年の短時間の局地的な豪雨によります内水被害に対しましては、総合的な治水対策を進める中で、ただいま蜂須賀議員から御指摘もありましたような浸透貯留施設の建設の検討も進める必要があるというふうに認識しております。

また、ここで東京都が大和通りに道路整備を行っておりますけれども、それとあわせて溢水対策としての浸透井の設置等も南街四丁目の交差点付近で計画されております。そういったような効果も見ながら総合的に考えていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- 12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。今部長からお話ありましたとおり、そういった計画もあるということでお伺いのできましたので、ぜひ引き続きそちらでの取り組みを怠ることなく取り組んでいただければというふうに思います。

この質問はもう終わりたいと思いますが、大変ありがとうございます。先日7月30日の、今質問通告させていただきましたこの午後の大雨におきましては、市の南部の多くの地点において冠水等の被害があったというのは先ほど御答弁もありました。特に南街四丁目交差点を中心とした南街の大和通り、そしてハミングホールへ向かう新道26号線は冠水状況がひどく、車の往来に大きな支障が発生していることは市のほうとしても把握していただいているというふうに思います。

私の手元ですが、押本議員からお預かりしましたが、現在大和通りの歩道拡幅工事を請け負ってる昭島道路さんが工事の記録として撮影した写真を私は押本議員からいただきました。強い雨が降り出した1時25分からの15分間、1時40分ごろの大和通り、いなげやの前の写真を見る限り、道路は完全に冠水しておりまして、まさに店舗の中に雨水が押し寄せようとしている写真でございます。驚いたことに、この段階で南街交番から南街四丁目交差点区間の通行どめはこの段階ではなされていない様子でしたし、冠水した青梅街道を車が走る様子がちょうど写真では写し出されているということがあります。少なくとも南街交番前の道路封鎖につきましては、今後も東大和警察及び南街交番が責任を持ってやっていただけるものと思いますので、2時の通行どめまで、青梅街道に面した商店の方々、店舗内への冠水の恐怖に対して、車の往来が発生させる波に肝を冷や

したというふうに推測をさせていただいてるということで地元の押本議員から伺いました。

そしてまた、この南街大和通地区は、近年多発している局地的な大雨被害を発生するようになるはるか昔の昭和56年、東京都議会に対し、雨水冠水による被害に対する抜本的な改善を求める請願書を提出をさせていただいております。この地域は、昨今のゲリラ豪雨による局地的な大雨被害とは違い、約35年も前から雨水冠水が頻繁に発生していた地域でございます。また、都市化が進み、雨水が地中にしみ込むことが極めて少なくなったことで、雨水のほとんどが雨水排水管へ流れ込んでおり、米軍が70年前に増設した旧式の配管だけでは処理能力には既に限界に達してるのかなというのが地元地域の押本議員からのお話でございます。

平成20年8月31日夕方以降に降った記録的な大雨、この地域は大変大きな被害を受けました。以後7年間、先ほど私も担当部署の努力には頭が下がる思いですというお話をしましたが、毎年大変予算をかけていただいて取り組んでいただいている姿勢は、地元の議員さん含めて、また地元の住民の皆さん大変評価をしているというふうに伺っております。

今後も雨水浸透施設の増設や排水管の清掃など、この問題に対処していただきました。そしてまた、時間当たり50ミリを大きく超えるような局地的な大雨が一旦また降ると、残念ながら排水が、短時間ではありますが排水が追いつかず、雨水は高いところからどうしても低いところに集まるということで、容易に冠水してしまうということがございます。やっぱりこのあたりは、先ほど計画もあるということで内藤部長のほうからお話ありましたが、地下貯留施設の増設しかないのかなというふうに認識は持っておりますが、再度この点だけでも一度御答弁いただければ終わりたいと思いますので、お願いいたします。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 近年の集中豪雨におきまして、東京都も豪雨対策の目標値を見直しております。以前は時間50ミリといった対策を進めてきておりましたけれども、最近では降雨の状況等を見まして、区部では75ミリ、多摩部では時間65ミリといったような目標を、数値を変えておまして、50ミリまでの部分につきましては河川改修等によりまして排除していく、そのプラス分につきましては流域で貯留や浸透を行い、総合的な治水対策によって浸水被害を防いでいく必要があるという考えを持ちまして、都心では盛んに大規模な貯留浸透施設の工事を行っております。

当市においてもそういったことを考える時期に来ているのではないかということは認識しております。ただ、なかなかその体制であったりとか、総合治水対策で行う対策をどう公共下水の排除の量に反映させていくかといったような研究する課題がまだございますので、担当部といたしましてはそういったところ、真摯に研究をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。この対応をぜひ、地元にも押本議員もいらっしゃいますし、また担当としても取り組んでいただいているということですので、引き続きこの件は、この質問を通じた形でまた取り組んでいただきますようどうぞよろしくお願いしたいということでお願いを申し上げ、次の質問に移らせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

続きまして、2番の子育て施策の充実ということで質問をさせていただきたいと思っております。

①の虫歯罹患率低下に向けての取り組みの進捗状況についてということでお伺いをさせていただきたいと思っております。

過去何回か質問をさせていただきました。先ほど市長の答弁にもありましてとおり、市としては、現状を十分捉えておくことも過去の一般質問の中でお伺いをさせていただきました。なかなかこの数字はすぐ改善さ

れるものではないということも私も認識をしておりますので、現在までの進捗状況を少し伺おうかなと思いを  
して質問させていただきました。

まず、市民における虫歯罹患率の現状について、26市町村における数字と比較するような形で、もしわかる  
ような数字があれば教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 市民における虫歯罹患率の現状について、26市町村における数字との比較でござい  
ますけれども、乳幼児の虫歯の状況としましては、東京都が出しております東京都歯科保健関係資料集のデー  
タによりますと、平成25年度における1歳6カ月の歯科健康診査では、26市の平均1.5%に対し、当市は1.9%  
の虫歯の有病率となっております。また、3歳児の歯科健康診査では、26市平均12.7%に対して、当市は  
14.9%の虫歯有病率となっております。26市の平均よりは高いものの、当市の傾向としましては微減傾向で推  
移しております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。1歳6カ月健診、そのあたりの数字もやっぱり他市に比べ  
て高い、また3歳児健診に関しても少し高いということで、このあたりの認識も捉えていただいているんだなと  
いうふうに思いますし、当然、このあたりは何かしらの対応を含めて取り組んでいただいたというふうに認識  
をしておりますので、またそれは後ほどお伺いさせていただければと思います。

教育委員会のほうにまた、小中学校における虫歯の罹患率の現状と、あわせて26市町村の数字との比較等あ  
りましたら教えていただけますでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 平成26年度東京都の学校保健統計書によりますと、26市小学校の虫歯罹患率の  
平均は48.4%に対しまして当市は61.2%、中学校の26市平均が42.8%に対しまして当市は54.7%となっており  
ます。市部平均と比べて数値は高くなっております。年度による波はありますが、減少傾向ではございます。  
特に中学校では対前年比7.2ポイントの改善ということで、初めて50%台になったというところがあります。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。当然、1歳児、1歳6カ月健診とまた3歳で微増で当然高  
ければ、小中学校の数字もやはりぐんと少し上がるかなということは前の一般質問でも理解をさせていただ  
いているところでございます。

取り組みをしていただいて、特に中学校では対前年比でだんだん改善されてるということもこの間担当に伺  
ったところ、恐らく小学校あたりの取り組みがだんだん効果が出てるのかなという認識をしておりますので、  
このあたりも引き続き取り組んでいただければというふうに思います。

それも踏まえて、前回、その前も、一般質問以降に小中学校における虫歯罹患率低下を目指す具体的な取り  
組みが各学校で私もお願いしたというふうには認識をしておりますが、より具体的な取り組みを、何か新しい  
ことに取り組まれている結果があれば教えていただければというふうに思います。

○学校教育課長（岩本尚史君） 各学校、学校歯科保健取り組みプランという具体的な事例を出した中で、例え  
ば6月4日の歯と口の健康週間、11月8日のいい歯という、そういった機会を利用した歯磨き指導を強化をし  
ております。また、子供たちのそういう意識を高めるために、全校朝会ですとか保健室前に掲示する等、学校  
表彰も積極的に行っております。また、ふだんから授業時間でもそういう歯と口の健康を意識してもらうため  
に、コンクール、ポスターですとか作文、標語といったものの応募も積極的に行っている状態です。

以上でございます。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

前の質問の中でもお話ししましたが、やはり基本的にはこういったさまざまな意識づけはもちろん当然大事でございますので、いいなと思いますが、よりよく簡単に実践できる、給食後の当然歯磨き、またそれができなくても、例えばうがいをするを全体で習慣づけるということのお話も前回の質問の中であったと思いますが、このあたりの虫歯のやっばり罹患率を下げるためには、やはり磨くということとうがいということが非常に大事だというふうに思いますが、このあたりの取り組みは何が、もしあったことがあれば教えていただけますでしょうか。

○学校教育課長(岩本尚史君) 今議員おっしゃったとおり、給食後の歯磨き、ぶくぶくうがいの実践もこの学校歯科保健取り組みプランの中では重要に位置づけております。市内でも、学期ですとか、通年を通じてという中では、例えば二小、第五小学校については全学年で一年を通じた取り組みを今も積極的に行っていたいております。

以上でございます。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。当然、そういった取り組みを本当にしていただいていることは本当にありがたいなというふうに思っておりますので、引き続きお願いできればと思います。

より具体的なそういったぶくぶくうがいの実施だとか歯磨きもあわせて、当然、東大和市には歯科医師会がありますので、歯科医師会の先生方の御協力をいただき、この低下につなげる活動に取り組んでいくということは非常に大事だというふうに思っておりますが、歯科医師会の先生方との連携、このあたり、小中学校の虫歯の罹患率低下に向けて何か具体的な歯科医師会との連携があつてこういう活動をしていますということが、もし御公表できるものがあれば教えていただきたいというふうに思います。

○学校教育課長(岩本尚史君) 新しい取り組みといたしましては、歯科医師会の協力のもと、第六小学校の1年生を対象に、虫歯予防のために給食後に毎日歯磨きを行いながら、週に1度、フッ化物洗口を行うことといたしました。今後は効果検証を行いながら、取り組みによる効果を共有し、各学校のほうに広めていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

歯科医師会の先生方、当然専門ですので、こういった知識だったり、また御相談にはきちんと応じた形でこのような取り組みがなされたということで、第六小学校ですかね、1年生を対象にということで今フッ化物洗浄ということになってるというふうに思います。恐らく、歯科医師の先生からも伺ったことありまして、テレビでも見たことあるんですが、歯磨き粉をつけて歯磨いた後、そんなうがいしないほうがいいのかをよく言う先生方もいらっしゃいますね。口の中にフッ素を残して、なので1回もしくは2回ぐらいでうがいはやめたほうがいいのかというお話も伺ったことありますので、恐らくこのあたり、効果検証をしていただくと結構効果があるのではないかなというふうな認識も私も捉えておりますので、このあたり、第六小学校の今1年生対象ですが、ぜひ全小学校になるべく取り組みが広がるように、学校長、教育委員会としても進めていただきたいというふうに思います。

またあわせて、歯科医師会の先生方からこの罹患率低下に向けて、我々とすればこういう取り組みをしていきたいんだというようなもし要望等、先生方からもいただいているものがあれば教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 歯科医師会の先生方には、日ごろから学校の歯科ということで御協力、御指導をいただいております。さまざまな場面で先生方からは、食後の歯磨きが大事であるということをお教わっております。学校やまた家庭での意識づけを習慣化していく、そういう取り組みが非常に大切だというようなアドバイスをいただいております。また、定期的に歯の健康チェックをしていただく、あるいは個別指導により成果が期待できるということで、そのためにはかかりつけ医を持つことも提唱されております。定期健診の結果を本人、御家庭に通知する際には、裏面に受診推奨、治療を勧めることとあわせて、学校歯科の先生方の一覧というものも掲載して意識づけ、また治療につなげるようにということで、歯と口の健康について関心を持っていただきたいということで取り組んでおります。そのようなことでアドバイスをいただき、実践しているところでございます。

以上でございます。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。かかりつけ医を持つことも提唱していただいているということですので、なかなか治療費がかかる部分があるので必ず行けということは厳しいのかもしれないんですけど、やっぱりかかりつけ医を持つことの意識を各家庭に持たせるということは大変大事なんじゃないかなというふうに思っております。

このあたり、なかなかよりかかりつけ医を持ってください、それを報告を上げてもらうようなことはなかなかできないと思うんですが、ただそういう活動ができることによって、やっぱりかかりつけ医を持つていくということは、当然、各歯医者の方から半年に一回は清掃の御案内が行ったり、さまざまな向こうから御案内をいただいたりすることで意識づけが高くなっていくということもありますので、そのあたり、改めて医師会の先生方とはよく連携をしていただいておりますので、今小中学校ではそういったさまざまな取り組みをしていることも今御答弁をいただいた中でありますので、引き続き、これはすぐに数字の効果が出るものではありませんので、引き続きこの虫歯罹患率というものの低下を目指して、小中学校、改めて取り組んでいただきたいことをこのあたりは強く要望しておきますので、また何かの機会にこのあたりは質問させていただきたいと思いますので、小中学校の取り組みに関しては引き続き医師会と連携して取り組んでいただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

あと、市民の虫歯罹患率の低下ということで、先ほど1歳6カ月健診、それからまた3歳児健診の件の数字がございましたが、このあたりも妊娠しているお母さんの時期から歯科保健の啓発というのは大変大事だということは間違いないというふうに思っております。1歳6カ月、そして3歳のあたりの、やっぱりお母さんが妊娠している母親学級のところにそういった取り組みをしていただくことがこの先の小学校、中学校になっていくに当たっても虫歯の低下にはつながっていくんじゃないかなというふうに思っております。よく小学生までの虫歯の関係は親の責任だということで、私はそのように認識もしておりますので、やっぱり小学校、小学生のうちは子供たちが虫歯がないようにということでぜひ取り組んでいただけるすばらしい市であってほしいなというふうに思っております。

東大和のたしか健康増進計画の中で幾つか目標が定められていたと思いますが、そのあたり、最後ちょっとお教えいただければというふうに思っておりますので、お願いいたします。

○**健康課長（志村明子君）** 東大和市健康増進計画におけます歯科保健に関する目標についてでございます。

全体的に虫歯のない児童をふやすという大きな目標をもとに、具体的には、3歳児におきましては3歳児健診時、虫歯のない子供の割合を平成25年度の時点では85.1%だったものを、目標値、最終年度32年度には

88.0%までふやすというふうな形での目標設定を定めたところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。そうですね、計画期間が平成27年から32年ということで、東大和市健康増進計画、この間でできましたね。この中で私も審議会のほうに入っておりましたので見させていただきましたが、虫歯のない3歳児の割合の目標を88%まで上げましょうということで記載がありますので、ぜひこのあたりの取り組みはまた小中学校とは別に保健センターさんのほうでも取り組んでいただいて、福祉部のほうでも取り組んでいただければと思います。

平成26年から妊婦歯科健康診査の受診方法が変更になったということで、受診者の増加が見られたということで少しこの間伺うことができたというふうに思っています。このあたりもいい効果が出ていますので、引き続き子供たちが、やっぱり先ほども言いましたけど、小学生までの間はやっぱり虫歯になるということは親の責任だというふうに認識をしておりますので、親の意識の向上を上げていただく、そしてまた先ほども学校には要望しましたが、学校として取り組むこと、また福祉部として取り組むことあると思いますので、引き続き、徐々に効果の数字が出ていますので、1年に1回ぐらい質問させていただく中で、少しずつ効果が出ていけば私もありがたいかなというふうに思いますので、ぜひ引き続き取り組みをしていただくことをお願い申し上げます。次の質問に移りたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

②ですね、学童クラブ、ランドセル来館における課題と今後の取り組みということでお伺いをさせていただきます。

昨日、補正予算の中で幾つかさまざま各議員から質問がありましたので、改めて幾つかちょっとお伺いをしますが、学童保育とランドセル来館の改めての違いと、また今現在ランドセル来館はどこで行われているかを改めてちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 学童保育とランドセル来館の違いでございますが、学童保育所につきましては利用時間が放課後から午後6時まで、学校の休業日は午前8時から午後6時までとなっております。また、育成料、間食費、おやつですが、保護者の負担がございます。

ランドセル来館につきましては、利用時間が放課後から午後5時まで、学校の休業日につきましては午前8時30分から午後5時までとなっております。ランドセル来館につきましては保護者負担はございません。それが主な違いでございます。

現在ランドセル来館事業が学童保育所の待機児童対策としまして実施しておりまして、現在児童館、学校施設を活用して行っております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時29分 休憩

---

午前10時39分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それでは、夏休みの件、少しお伺いさせてください。本年度の夏休みにおける学童保育所とランドセル来館事業、どのように行われたかということがまず一つと、またその数字、実際の通ってる子供たちの数があると

思うんですが、この夏休み期間中のその子供たちが来館事業を実施した施設と、またその児童館の細かい内訳、そのあたりちょっと教えていただければというふうに思います。

○**青少年課長（中村 修君）** 本年度の夏休みにおける学童保育所、ランドセル来館事業についてでございますが、学校の長期休業期間につきましては128名がランドセル来館事業を利用しております。長期休業期間は、学童保育所でランドセル事業を受け入れている学童保育所の待機児童を学童保育所の正式な入所児童としまして、1年生全員を受け入れをしております。2年生以上につきましては、引き続き児童館でランドセル来館事業として受け入れを行いました。

また、第四クラブにおきましては、2年生以上の児童は学校施設、第四小学校になるんですけれども、にて受け入れを実施いたしました。

夏休みの期間の128名のランドセル来館事業を行いました。その内訳でございますが、待機児童の1年生13名を全て学童保育所で受け入れを行いました。1年生の内訳でございますが、第一学童クラブで2名、第二学童クラブで5名、第三学童クラブで1名、第四学童クラブで1名、第八学童クラブで1名、第十学童クラブで3名ございました。

2年生以上の待機児童につきましては115名で、ならばし児童館で22名、なんがい児童館で57名、かみきただい児童館で13名、さくらがおか児童館で10名、第四小学校で13名の受け入れをしたところでございます。

以上でございます。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。1年生の受け入れは全てしていただいたということで、また2年生以上の待機児童が115名ですかね、このあたりをランドセル来館ということで各児童館と第四小学校ですかね、こちらで受け入れをしていただいたということで、空き教室かというふうに思いますが、受けていただいたということです。

学童保育所のやっぱり待機児童が非常に多いというふうに認識をしておりますが、ランドセル来館事業を例えば第二の学童保育所のような形で受け入れをしていただくことがやっぱりできないのかなという思いがありますが、そのあたりどのような認識を捉えているか教えていただけますでしょうか。

○**子ども生活部長（榎本 豊君）** 第二の学童ということでございますけれども、学校施設を借りる場合に、教育施設からの転用の問題とか、指導員の確保、それから設備面等々クリアしなければいけない課題が多数あるかと思っておりますので、今後の課題として調査、研究してまいりたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。今部長からお話ありましたとおり、教育施設からの転用です。また設備、それから指導員の確保、クリアしなくちゃいけないのが多々あるということでお伺いをしました。

特にこれは答弁を求めませんが、やっぱりさまざま、ランドセル来館事業を第二の学童保育所ということで育成料含めてきちんとした捉え方をして取り組みをしていただけないかなという思いがあるということは、お母様方からも含めて、また現場からもさまざまランドセル来館というのは制約がありますね。育成料を払っていないという部分で、例えば備品だとか、消耗品だとか、夏休みは大変長い時間で、長い子というのは、朝8時半、先生たちが来る前にはもう座って待っている子もいれば、そして夕方まできっちりいるという中で、大変暑いと外遊びもできない中で、特に小学校の空き教室、児童館で預かってる場合は図書室だったりプレイルームですかね、そのあたりは利用できるという部分がありますが、なかなか今後学校施設等の推進が進んでい

く中で、やっぱりそのあたりはどうしても解消していかなければならない課題だということで今部長も御認識をしていただいているということですので、そのあたり、ぜひ今後の課題として調査、研究をしていただくこと、こちらはぜひお願いしたいというふうに思います。

なかなか長い時間、長期にわたると、特に指導員の、当然この後研修のお話も触れさせていただきますが、指導員の内容によってはなかなかこの8時間を生活、預かっていく、やっていくのが大変だというお話も伺っている部分もありますので、今後の課題として調査、研究してみたいということですので、ぜひ課題として捉えていただければというふうに思いますので、お願いいたします。

また、今現在だと、ランドセル来館事業の第二の学童クラブとしての格上げがなかなか難しいということで御答弁をいただいておりますが、それならば、待機児童が出ている地域の学童保育所の増設等というのは今はまだ考えられないということで認識でよろしいでしょうか。教えてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 現在の待機児童、百何名おりますけれども、南街地区の待機児童が全体の半数以上を占めてるのが現状でございます。地域に新しい学童保育所を建てるというのは非常に場所、それから建物の確保というのは難しいというふうに考えておりますが、ここ数年、非常に南街地区の待機児童が多いということで、担当といたしましては、空き店舗等の活用等も検討した経緯がございます。ただし、空いておるんですけども、建物の耐震の問題とか、スペース、使い勝手、それから経費等が非常に南街地区だと高いというようなところがございまして実施に至らなかったというようなところがございます。

本市といたしましては、ランドセル来館事業といたしまして、昨年度から教育委員会の御理解と協力によりまして学校の中の施設を活用したような経緯があるところでございます。

今後ですが、国が放課後子ども総合プランを立てまして、本市もそれに基づく行動計画をつくってるところでございます。その行動計画によりまして、学校施設を活用した取り組みを今後行っていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今放課後子ども総合プランということでお話があったと思いますが、ちょっとそのあたり、その行動計画ということについて、今どのような取り組みがあるのかをちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 昨年、国が放課後子ども総合プランを策定いたしましたけれども、その目的は、全ての就学児童が放課後等で安全・安心に過ごして多様な体験活動を行うことができるよう、放課後子ども教室と学童保育所の計画的な整備を進めることというふうにされてるところでございます。

本市の行動計画は、本年平成27年度から新たにスタートいたしました子ども・子育て支援事業計画の中において策定をしているところでございます。その中におきましては、平成31年度までに学童保育所を市内10小学校のうちの2分の1の小学校でそちらの行動を実践するということを目指しているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今平成31年までですかね、学童保育所を2分の1の小学校内で実施とありますが、そうすると、その計画の進捗状況等がもしあればちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 現在放課後子ども教室の運営委員会におきまして検討しているところでございます。今年度中に小学校の一、二校で学童保育所とランドセル来館事業も含めまして放課後子ども教室と連携の

試行を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） わかりました。ありがとうございます。

あと、きのうの本会議で学童保育所条例の改正が議決され、延長保育が実現されることとなりましたね。その経緯をまず教えていただきたいことと、その延長保育をするに当たっては、課題が間違いなくあると思います。また、指導員の必要人数もあると思いますので、親御さんからの要望が強かったということは私も認識しておりますので、その経緯と延長保育をするに当たっての課題、それから指導員の必要人数等、改めてちょっと教えていただけますでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 延長保育の実施ということで昨日、条例改正の議決をいただいたところでございますけれども、今蜂須賀議員がおっしゃったように、長年保護者の方々から要望あったことは事実でございます。

ただし、担当といたしましては、今年度ぐらいからやりたかったんですが、何分、きのうも多少お話しさせていただきましたけれども、今年度からは小学校3年生までの受け入れを小学校6年生まで受け入れをしなければならぬというところで、その枠の拡大に伴う指導員の確保というのがまず大前提にございましたので、1年延ばしで実現できたというところがございます。保護者の要望と、市長が推し進めます日本一子育てしやすいまちを目指すというような施策の中の一環で改正をお願いしたところでございます。

課題でございますけど、先ほど、今申し上げましたけれども、やはり指導員の確保をどういうふうにしていくかということでございまして、閉所時間が6時から7時になるということでございます。冬期、冬は6時でも暗いのに、さらに7時となりますと、児童が1人で帰宅することは絶対ないように、保護者が確実に迎えてくれることを徹底するのが肝要ではないかというふうに思っているところでございます。

正式な指導員の数は、各学童保育所に最低3名は必要だというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

昨日の補正予算の中でも、指導員の数も今3人というお話ありました。相当数必要になると思いますが、先ほど答弁はお願いしませんでした。ランドセル来館の児童館のほうからの派遣されてる職員の方々のレベルアップも含めてお願いしましたが、当然、この延長保育に当たるに当たって、指導員のレベルアップが必要なために研修が必要だということで昨日も幾つか御答弁をいただいていたかと思いますが、その具体的なメニューはどのようになっているのか教えていただけますでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 現在の学童保育所の指導員から、今後放課後児童支援員という形で、放課後児童健全育成の事業に従事するためには認定資格の研修を受講することとなりましたので、今年度、指導員を対象としまして随時研修を受講していただきたいと考えております。

研修内容につきましては、放課後健全育成事業の理解、子供を理解するための基礎知識、放課後児童クラブにおける子供の育成支援、放課後児童クラブにおける保護者、学校、地域との連携、協力、放課後子どもクラブにおける安全・安心への対応等が内容となっております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。そのあたり、今お話ありましたとおり、必要な研修が多々あると思いますので、現場でもそれを求めていますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

さまざま、学童とランドセル来館の件、質問させていただきました。この夏休みのさまざまあった課題の件も含めて、それからまた、学童保育の第二学童としての格上げ、あわせて増設の件もお伺いをさせていただきました。延長保育の件もお伺いをさせていただきました。どうもありがとうございます。

今先ほど部長のほうからもありましたが、日本一子育てしやすいまちづくりを目指して、尾崎市長は今回の選挙、御当選されました。この4年間で保育園の整備に注力されて、保育園の今年度の当初の待機児童数を一桁まで減らした、また減少してきたということは大変大いに評価される部分であるなというふうに思っています。

またあわせて、この学童保育所の待機児童を出すなということで、大分強い指示が尾崎市長のリーダーシップのもと出ているというふうにも伺っております。学童保育所の入所児童数を全てどこかで預かるという施策を展開されていくということも働く保護者にとってはとてもありがたいことだというふうに認識をしております。大変お母様方からこの延長保育の件に関しても、さまざま、長年にわたって要望の上位を占めていたということの認識のもと、尾崎市長からもこういう指示が出ていたんだというふうに思っています。

市は、学童保育所の開所時間を8時半から30分繰り上げて8時から開始をしていただき、また来年度からは閉所時間も1時間繰り下げて7時までとすることとなって、学童保育の施策の充実が進んでいることは大変評価をさせていただきたいと思います。

今後も学童保育所の学校内での実施を、先ほど、増設じゃなく、学校内での実施を早急に進めていきたいということでお話がありましたので、全ての児童が学童保育所で過ごせるように、母親がまた社会進出するための一助となることを希望して、ぜひそのあたり強く御要望させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをしたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきたいと思います。

通学路防犯カメラの設置場所選定についてということでお伺いをさせていただきたいと思います。

防犯カメラの取り組み、さまざまな振り分けをいただきまして本当にありがとうございます。25台という中でどのような振り分けをされるのかなということは、私も含めて、また各議員さんも皆さん興味があった部分ではないかなというふうに思っております。

防犯カメラを設置するに当たって少しちょっとお伺いしたいことがありまして、例えば別に新しい通学路、単純な新しい通学路を選定する場合というのは、選定する場合があった場合、その基準となるものが何かあるのか、またどのような会議で、またどのようなメンバーで、例えば新しい通学路を選定するといった場合は進めていくことになるのかをちょっと教えていただけますでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 通学路につきましては、通学する児童数、交通量、安全面、地域特性を踏まえて教育委員会の承認のもと、学校長が指定、廃止する通学区域内の主要な道路となっております。交通事情等の変化に伴いまして新たに通学路を指定する場合には、会議やメンバーについての規定はございませんが、通学路に関係する関係機関が連携すること、また警察署に事前に意見を伺うこととなっております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。今新しい通学路選定の基準、またはどのような会議でということをお伺いをしました。恐らくそれになぞった形で今回の防犯カメラの設置場所の選定というのが行われているんじゃないかなというふうに認識をしておりますので、ちょっとお伺いをさせていただきました。

それでは、今回の防犯カメラを設置するというに当たって、選定における詳細な内容を少しちょっと教

えていただけますでしょうか。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 現在各小学校に設置場所の選定を依頼しております。事前にスクールガードリーダーが各小学校の通学路を現地調査いたしまして、通学路図に候補場所を記載したものを参考として、各学校では、教職員、PTA、スクールガード、交通擁護ボランティア等、地域の方の参加をお願いしております。今年度は2カ所または3カ所の設置となりますが、平成27、28年の2カ年で5カ所に設置をいたしますので、設置場所の候補を予備を含めて優先順位もつけて、5カ所以上を選定する手続をしていただいております。

今後につきましては、学校からの提出を受けまして、警察署の指導、助言を参考に、学校と保護者の意向を最大限尊重しながら、全市的なバランスを踏まえて決定をしまいたいと考えております。その後、都の事業申請、事業者設定、設置工事等、いろいろ諸手続がございますので、防犯カメラの稼働は3月を予定をしています。

以上でございます。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。あと幾つかだけ質問させてください。

設置における今現在のここまでの課題がもしあればちょっと教えていただけますでしょうか。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 現時点では特に課題等はございませんが、今後の部分では、他市の例で、防犯カメラ設置の際に近隣住民から同意が得られずに設置場所を変更した例も聞いております。設置に当たっては十分に地域の同意を得られるように、警察署等の協力も得ながら丁寧な説明を行ってまいりたいと思っております。また同時に、個人のプライバシーの問題もありますので、慎重な取り組みもしたいと考えております。

以上でございます。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。

7月下旬だったですかね、各PTAの本部のほうだったかな、学校長宛てにですかね、9月のたしか中旬ぐらいまでにこの場所の選定を出してくれということで通知が出るかなというふうに思っておりますが、そこには対象となる、先ほど言いました教職員だとかPTAだとか、スクールガードさんですかね、あと交通擁護員ですかね、交通擁護ボランティア等、そのあたりの記載があったというふうに、その方たちで、あと地元の警察ですかね、駐在の方ですかね、その方たちとともに協議をして、たしか5カ所ぐらい、各学校出してくださいというようなお話だったんですかね、そういったことの通達が出ているような気がします。

書類も拝見させていただきましたが、大阪のほうでも、寝屋川のほうでも子供たちの事件があり、近年は防犯カメラによる効果が大変大きな効果が出てるということは、これは市民も含めて、国民も含めて理解をしてるところだというふうに思っております。また、各自治会からも防犯カメラの件というのは、特に防犯のパトロール隊を組んでパトロールしている地域の自治会というのは防犯カメラの要望は強いのかなというふうに思っています。また、この件に関しては大変強く関心を持つてる自治会も実は多いふうに伺ってるんですが、この選定をするに当たって、確かに学区の全ての自治会に御連絡をして協議に参加してくれというのは大変だというふうに、それは認識はしておるんですが、もしその御要望が、例えば自治会のほうから何かしらの要望があったときには、要はこの選定にお話を、耳を傾けていただける体制をつくっていただけるのかなというものの懸念が少しありました。

教育委員会さんのほうで、通学路ということで今回の防犯カメラの補助金というか、助成が出てますので、恐らくこういうメンバーで選定をされるんだというふうには思ってるんですが、自治会によっては強く防犯カ

メラの設置を希望してる地域がありますので、そこに特にお諮りというか、お話がない中で、いつの間にか防犯カメラがつくということになると、当然その通学路で今回選定され、各学校で、つけられるか、つけられないかはまた別としても、5カ所ほど選定される中で、恐らく自治会さんが考えている防犯カメラの設置場所も似通って重なる部分というのもあると思うんですね。それはさまざま事情があって、そんな無茶な場所に自治会もカメラを設置してくれというところはないと思いますので、そのあたり、やはりそこの少し連携がないと、せっかくいいものをつけたのに、後で結局何かトラブルになるんじゃないかという少し懸念があるものですから、そのあたり、この質問はこの辺でやめますので、教育長、そのあたり、今から全自治会は私は特に不要だと思ってるんですが、熱心に取り組んでる自治会さんからそういった御相談等のあれがあれば、教育委員会としては少しその間口を広げてお考えで、受け入れるというか、お話を聞いて、少しそれを参考にして選定するに当たってのお考えがあるかどうかだけちょっと、そういったちょっと懸念があるものですから、大変この防犯カメラ事業、各自治会興味を持っておりますので、そのあたりどうかなということでもちょっと教えていただければというふうに思います。

○教育長（真如昌美君） このところ、小中学生が事件に巻き込まれるということが多くなって、防犯カメラの必要性というのは十分認識してるところでありますけれども、何分、今回設置する台数が非常に少ないものですから、その選定につきましては非常に難しいなというふうに思ってるところであります。

今御指摘がありました自治会につきましても、これから自治会の方に入っただいいて検討するという、そのことは非常に難しいなとは思ってますけれども、学校で校長を中心にしていろいろ検討してますので、校長のところに出向いていただいて、校長さんどうだろうか、どんな状況ですかというふうな話で持っていくながら、御意見やそういったふだん感じていられることなどを話していただければ、十分聞く耳は持っていただけるというふうに思っております。また、教育委員会に直接お越しいただいてもそれは構わないと思いますので、ぜひそんなことで対応を進めていただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。ぜひよろしく、その辺あたりはお願いしたいというふうに思います。

別に自治会が持ってきたからって受け入れる必要はないと思うんですが、ただこういう案があるということで、そこの理由にきちんと整合性がとれて、ああそういう部分もあるのかということで、PTAの本部のお母さんたちもよく見回っていただいて、場所、場所は見てるんですが、同じぐらいその地域には長く住んでいて、自治会の方々、歩いてる方も非常に多くあって、情報収集されている方も多くありますので、ぜひそのあたり、今お話ありましたとおり、そういうお願いがあった場合はぜひ少し耳を傾けて聞いていただける時間をとっていただければというふうに思います。何度も言いますが、持ってきたからって別に全て受け入れるという必要は私はないと思ってますので、それはきちんと理由がかなって、それがきちんと机上に乗せられる内容であればいいかなというふうに思ってますので、そのあたりどうぞよろしくお願いしたいというふうに思ってますので、要望させていただきますので、どうぞ教育委員会のほう、ぜひお願いしたいというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

学校施設の整備についてということでお伺いをさせていただきます。

校舎及び体育館の老朽化の対応ということでお伺いをさせていただきたいと思えます。

まず、老朽化が進んでいるということもありますが、学校施設はまず建設からどの程度経過しているのかと

いうことをまず一つお伺いをさせていただきます。また、学校施設の老朽化した現状をどのように教育委員会として認識をしているのか、このあたり教えていただけますでしょうか。

○**建築課長（中橋 健君）** まず初めに、老朽化の進みぐあいでございますが、校舎につきましては昭和40年代のころの建設が多くございまして、新しいところでも築三十数年、また古いところでは築50年となっております。

それから、体育館につきましては、改築した第一中学校においては築26年でございますが、そのほかは築三十数年、古いところにおきましては築46年となっております。

続きまして、次の現状どのように認識しているのかという御質問でございますが、学校においては施設の状況を見きわめながら修繕や改修工事を適宜行っております。しかし、建設から長い間の中で老朽化が進み、多くの施設では今後維持保全だけではなく、質的改修も必要ではないかと認識しております。

以上でございます。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。

そういった老朽化した施設に現状ふぐあいというものがまず生じてないのかということから一つお伺いさせていただきます。

あと、今後大規模改修をどのように行っていく考えであるかを改めて教えていただければというふうに思います。

○**建築課長（中橋 健君）** 老朽化した現状のふぐあいでございますが、施設の全体の大規模改修は実施しておりませんが、施設の劣化状況やふぐあいに応じて適宜防水改築工事やプール塗装工事を初め、個別に修繕や改修工事を行い対応している現状でございます。

続きまして、今後の大規模改修をどのように行っていくかという御質問ですが、現在非構造部材の耐震化である外壁改修工事を実施するとともに、内部の非構造部材の調査を最優先して取り組んでおります。また、特別教室の冷房化やトイレの大規模改修等の検討課題は多くあります。今後策定される公共施設等総合管理計画との整合性だけではなく、国や都の補助動向を注視して計画してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。今公共施設の総合管理計画を策定されるということで課長のほうからお話ありましたが、ぜひそのあたり、策定される公共施設等の総合計画の整合性を図って、個別施設ごとの長寿命化計画の策定をよろしくお願ひしたいということがあります。あわせて、学校施設の老朽化については計画性を持っていただきたいということがありますし、また児童・生徒の安全をとということでお願ひをさせていただきたいというふうに思います。

我が党としても、さまざまな機関でこういったことの要望を役所関係にもお願ひをしておりますので、ぜひそのあたりの取り組みは引き続きお願ひしたいということで今回質問させていただいておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

時間もありませんので、教室の室内環境についてもお伺いさせていただきます。

まず室内環境、そのあたりの現状をどうやって認識しているのかということをまず一つ教えてください。

またあわせて、児童・生徒が安全で快適な環境のもと学校生活を送れることは大変重要であります。このあたり、今後整備が必要なものどう考えているのかということをお聞ひください。現状と今後整備が必要なものということで教えていただければというふうに思います。

○**建築課長（中橋 健君）** まず初めに現状についてでございますが、学校建設の当時といたしましては、温度、騒音、照度など室内環境については児童・生徒が安全で快適な環境のもとで学校生活を送れることを基本に行ってきたところでございます。しかし、近年の著しい気候変化、また住宅や民間施設、これと比較して、老朽化した教育施設との隔たりなどから意識の変化や要望が増加してきているのも事実であると考えております。

2点目の児童・生徒が安全で快適な環境のもとでということ、今後必要な整備についてでございますが、現在非構造部材の耐震化を行っていますが、こちらを最優先しておりますが、またそのほか、保護者や学校からの特に要望の多い特別教室の冷房化、またトイレの大規模改修を行うことにより、より安全で快適な環境を提供できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○**12番（蜂須賀千雅君）** 今お話ありましたとおり、特別教室の冷房化、たしか都の補助制度が改正されたというふうに伺っております。また、特別教室の冷房に対する国の補助金である環境改善交付金ですかね、このあたりも地元の我が党の代議士のほうからも伺っておりますが、都の補助制度の改正についての点と、それから環境改善交付金の件についてちょっとお伺いをさせていただければと思います。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 東京都におきましては、冷房化の支援事業をこの平成26年度から5カ年の計画で実施していくということでございます。補助要綱の主な改正点につきましては、特別教室の対象拡大でございます。これまで対象となっていた音楽室、視聴覚室、図書室、パソコン教室のほかに、新たに理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室などが対象となりました。

また、国の環境改善交付金の動向でございますけれども、冷房化に対します交付金の採択状況につきましては、国の一般会計の中で現在採択をされておりますが、確保される国の予算によっては厳しい状況があると認識しております。

また、国では学校の耐震化を最優先するということで、全国防災事業がこの平成27年度限りで終了すると位置づけられました。これによりまして、構造体の耐震化や非構造部材の耐震化は平成28年度以降は東日本大震災の復興特別会計に計上されなくなると見込まれております。このため、平成28年度からは、それらの耐震化にかかわる交付金も一般会計の中で採択されると聞いておりますので、冷房化に対する交付金などに今後影響が出ないものなのか、引き続き国の動向にも注意を払ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。東京都のほうの動向も今お伺いしました。

我が党でも、特に特別教室のクーラーの設置ということで強い要望を出させていただいております。このあたり、短目で構いません、教育委員会のまず考えを一つ教えてください。

あわせて、こういった東京都の関係、それから国のほうの補助金の関係も進んでおりますので、市のお考えもお伺いさせていただければと思いますので、2点、あと5分ですので、教えていただければと思います。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 教育委員会といたしましても、他の特別教室の冷房化も必要だと認識はしております。ただし、多額な予算を伴いますので、引き続き国や東京都の動向を見定めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**副市長（小島昇公君）** 市の考えでございますが、市といたしましては、やはり児童・生徒の安全ということで、校舎の耐震、普通教室の冷房化等に取り組んでまいりました。

今具体的に御質問のございました特別教室へのクーラー、こちらにつきましては、やはり国や東京都の財源を活用しながら、この補助制度の内容を精査した上で、当市の実態を踏まえ、この機会に効果的・効率的な整備に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。今教育委員会からも、それから副市長からもお話ありまして、特別教室へのクーラーの設置というのは我が党も強く要望させていただいております。それで大変前向きな御答弁をいただきました。これから予算に当たりましても、東京都の補助金の活用に当たっては、ぜひ我が会派としても応援させていただきたいというふうな所存でございますので、どうぞ取り組みを進めていただきますよう強くお願いを申し上げさせていただきたいと思っておりますので、どうぞこの特別教室へのクーラーの設置、どうぞよろしくをお願いをしたいと思います。親御さんからも強い要望がありますので、よろしくお願いいたします。

最後、図書館事業についてということで、残り3分ですので、先ほど、利用者の推移、お伺いをさせていただきました。ありがとうございます。このあたりについては引き続き現状を捉えて取り組みを進めていただきたいと思います。利用者をふやすための取り組みを考えているということですので、引き続きお願いいたします。

また、読み聞かせ学習であったり、420人参加した谷川俊太郎さんのトークショーも大変好評だったということで、こういった部分で取り組みをしていただきたいというふうに思いますので、いい企画はいいものとして捉えて、引き続きお願いしたいというふうに思います。

最後、3番の課題の件についてだけちょっとお伺いをさせていただきたいと思っております。

市民から自主学習ができる場所についての要望が大変多々多く出ているということは、長年のこの議会の中でも取り上げられていることでございますし、我が会派のほうにも大変強い要望が出ております。

市民から自主学習ができる場所についての要望が出ていますが、どのような場所であるかということ、それからあわせて、さまざまな取り組みをその間もしていただいたと思っておりますが、場所の検討、確保をしているということですが、今後の実現性についてどのような進捗があったか、この2点、課題について教えていただければと思います。どのような要望があるということをお伺いさせていただいて、その後、この自主学習ができる場所をどのように検討して今に至っているかを教えていただければと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 図書館のほうへ自主学習できる場所についてでございますが、これまでも市長への手紙や図書館への声、最近ではPTAの連合協議会のほうから静かな環境で自主学習したい、子供たちに図書館で学習の場をつくってもらえないかというような要望が出たところでございます。これまでも検討してきておりますので、引き続きレファレンス、その他の部屋について検討を進めたいと思っております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今社会教育部のほうからお話がありましたが、改めて、これは何度も出てる要望で、非常に市民からの要望も強いということで、市長もしくは副市長のほうからこの自主学習できる場所の検討、今後どのように進めていただけるか、最後にちょっと教えていただけますでしょうか。

○市長（尾崎保夫君） 図書館ということで、あと1分ですよ、あれなんで、本当はもっとじっくりと図書館事業についてはお話をさせていただきたかったわけですが、従来から、私自身も図書館につきましては貸し出

しと閲覧、そして選書とレファレンス、この4つが図書館にとっては基本的なものであるというふうに考えてございます。

今回、中央図書館で自主学習できる場所を確保できないかというふうなこともございまして、図書館のほうでいろいろと検討はされているようでございます。ただ、先ほど言ったように、選書、レファレンス、これは根幹中の根幹だというのは私の考え方で、前にも議会ではお話しさせていただいてございますので、その辺のところを継続するということと、他の部屋の転用ということで今前向きに検討して、子供たちの学習のために対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。急に振ってしまいまして、大変申しわけございません。ありがとうございます。市長からも施行してみるということで、早期の実現をぜひお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（関田正民君） 以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 根 岸 聡 彦 君

○議長（関田正民君） 次に、10番、根岸聡彦議員を指名いたします。

[10番 根岸聡彦君 登壇]

○10番（根岸聡彦君） 議席番号10番、自由民主党の根岸聡彦です。通告に従い一般質問をさせていただきます。今回の私の質問は3点ございます。

1番、平和事業について。

①平成27年度の平和事業の実施内容とその成果について。

②来年度以降の事業展開について。

③旧日立航空機株式会社変電所のあり方について。

2番、東大和市の下水道事業について。

①東大和市下水道総合計画について。

アとして、計画遂行の進捗状況は。

イとして、現時点での課題は。

ウとして、今後のスケジュール感と展望は。

②下水道料金の改定について。

アとして、検討の背景と状況は。

イとして、今後の展望は。

3番、東大和市のごみ対策について。

①ごみ袋の有料化とごみの減量について。

アとして、現時点での評価は。

イとして、現在認識している課題と今後の対応は。

②戸別収集とステーション回収について。

アとして、現時点での評価は。

イとして、今後の展望は。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。

[10番 根岸聡彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、平成27年度の平和事業の実施内容とその成果についてであります。平成27年は戦後70年の節目の年でありますことから、市としまして、例年実施してまいりました平和事業に加え、新たな事業を実施しました。

主な新規事業としましては、戦災建造物であります旧日立航空機株式会社変電所の歴史と日立航空機株式会社に勤務されていた方々の戦争体験談を映像記録としてDVD作品を制作しました。また、東京都市長会の助成金を活用して、東村山市と連携し、平和の大切さを次世代に伝えるため、中学生の「地域の戦争・平和学習及び広島派遣事業」を実施しました。私も2市の中学生とともに広島市の平和祈念式典に参列してまいりました。

さらに、郷土博物館では、企画展示としまして「戦後70年 私たちのまちは戦場だった」を7月11日から9月6日まで開催しております。また、変電所の特別公開としまして、8月11日から23日までの約2週間の公開を行いました。

そのほかに、変電所の絵入り名刺の作成、市報の戦後70年平和特集号の発行、平和市民のつどいの充実など、各事業を実施しました。

戦後70年の平和事業を通じて平和の大切さや戦争の悲惨さを市民の皆様に伝え、次世代につなげることができたことが成果であると考えております。

次に、来年度以降の事業展開についてであります。平成28年度におけます平和事業の内容につきましては、平成27年度の事業の実施状況も踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

次に、旧日立航空機株式会社変電所のあり方についてであります。旧日立航空機株式会社変電所につきましては、外壁に残される無数の弾痕が戦争の怖さや悲惨さ、そして平和のとうとさを伝える貴重な戦災建造物であると認識しております。

市では、この貴重な建物を平成7年10月1日に市の文化財に指定をし、一定の保存・修復工事を実施いたしました。戦後70年の節目を迎える中で、前回の修復から20年が経過をするなど踏まえ、今後の保存のあり方についてさまざまな角度から検討し、できるところから実施してまいります。

なお、これまでの具体的な検討内容につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、東大和市下水道総合計画の進捗状況についてであります。平成23年3月に策定いたしました下水道総合計画は、おおむね30年後の当市の下水道の姿を見据え、施設整備、維持管理、安全対策及び経営健全化等についての計画を定めたものであります。

平成27年度は、計画の始期から5年を経過し、事業計画に定める短期計画期間の最終年度に当たりますが、基本方針に掲げました施策を堅実に推進しているところであります。

次に、現時点での課題についてであります。下水道総合計画に基づく施策の推進に当たりましては、今までに取り組みました内容を円滑に中期計画期間に引き継ぐことが重要だと考えております。特に、短期計画期間におきまして十分な成果が得られなかった施策につきましては、取り組みを強化する必要があると考えております。

次に、今後の展望についてであります。長期的視点を持ち、次の中期計画期間の施策に取り組み、下水道総合計画を着実に推進することが将来にわたって下水道事業を健全に運営していくことにつながると考えてお

ります。

次に、下水道使用料改定の検討の背景と状況についてであります。下水道事業のうち、汚水処理に係る経費につきましては下水道使用料で賄うことが原則となっております。しかし、当市の下水道事業の財政状況は、汚水処理費に占める下水道使用料収入の割合が低く、将来にわたって下水道事業を安定的に経営していくためには大変厳しい状況にあります。

そこで、下水道総合計画に基づき、下水道事業の経営基盤の強化を図るため、下水道使用料の改定について、現在下水道使用料審議会に諮問をし、意見を求めているところでございます。

次に、今後の展望についてであります。今後も安定した下水道事業の経営を継続していくためには、下水道使用料の適正化とともに経費の縮減などに一層努めていくことが重要であると考えております。

次に、家庭廃棄物有料化後の廃棄物減量の評価についてであります。有料化を実施しました可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチックの有料化後の6カ月間の状況であります。前年度と比べ可燃ごみが約876トン、11.3%の減、不燃ごみが約252トン、48.7%の減、容器包装プラスチックが約10トン、2.3%の減量で、合計で約1,138トン、13%の減量となっております。このことから、想定した減量効果が得られているものと認識しております。

次に、課題と今後の対応についてであります。平成26年10月の制度導入以来、おおむね順調に運用できていると考えております。

課題といたしましては、廃棄物の減量効果を持続させることと考えております。

今後につきましては、廃棄物の排出量に注視し、さらなる減量のための施策を検討するとともに、廃棄物の減量効果等の周知を通じて市民の皆様の廃棄物減量に対する意識啓発に努めてまいります。

次に、戸別収集とステーション回収の評価についてであります。可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチックにつきましては、平成26年8月から集合住宅等を除き戸別収集を導入しております。また、資源物の収集につきましては、従前のおりステーション方式としております。

戸別収集の導入についての現時点での評価といたしましては、廃棄物の排出者責任が明確となり、排出マナーの向上が図られていると考えております。一方、ステーション方式による収集につきましては、不適正な排出等の課題があると認識しております。

次に、今後の展望についてであります。不適正排出等が見られる資源ステーションにつきましては注意喚起の看板を設置するなどの対応をしておりますが、改善が図られないときにはやむを得ず廃止をする場合もあります。今後も廃棄物の適正な排出について市民の皆様へ周知してまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、旧日立航空機株式会社変電所の保存に関しまして、これまでの具体的な検討内容につきまして御説明をいたします。

旧日立航空機株式会社変電所は、平成7年度に約6,300万円の費用をかけて修復工事を実施いたしました。このことから、今後さらなる保存・修復工事を実施する場合には、相当程度の費用がかかることが想定されるため、本年5月に東京都の担当者へ都の文化財指定の可能性も含め、相談に伺いました。しかしながら、話の中では、現状では東京都の文化財指定は難しいのではないかとのお考えをいただきました。

また、平成7年当時に修復工事を担当した業者からも保存についての情報収集をいたしました。その中では、

コンクリートの構造物の補修・補強について、近年新たな工法が開発されたことなどの説明を受けてきたところでございます。

これらのことを踏まえ、文化財専門委員の皆様の御意見も伺う中で、教育委員会におきましては保存のあり方について検討を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、平和事業についてであります。主な新規事業について市長のほうから御答弁がございましたが、平成27年度の平和事業の考え方として、市としてはどのような方針で平和事業に取り組んだのでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） ことしにつきましては、戦後70年の節目の年ということでもありますことから、戦争による大きな犠牲の中で現在の私たちがあるということ、そういうことが大きなことで、平和のとうとさを再認識するきっかけになる年というふうに考えておりました。そのことから、ことしは改めて平和を考える年としまして、平和事業を充実しまして平和の大切さを訴える事業を展開してまいりました。

その中で、本市では、戦災建造物であります旧日立航空機株式会社の変電所もございますので、その変電所を活用する事業や、あるいは戦争体験者が少なくなっております現状から、戦争の悲惨さや平和の大切さを次の世代に伝える事業につきまして重点的に取り組んだものでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 具体的にはどのような事業が戦災建造物を活用する事業、あるいは次の世代につなげる事業となるのでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 戦災建造物を活用しました事業としまして、11回目の開催になりますけれども、平和市民のつどいを変電所の前の平和広場で行いました。また、教育委員会の協力のもとに変電所の特別公開を行いました。先ほど市長からもお話がありましたように、変電所の特別公開としまして、8月11日から8月23日までの開催ということをしていただきました。また、平和市民のつどいでは、変電所の前に子供たちが作成しました平和祈念キャンドルを設置しまして、市民の皆様とともに灯しまして平和への思いを共有するとともに、あわせて変電所の絵入り名刺の作成等も行いました。また、市報の平和特集号でも表紙に変電所の写真を大きく取り上げまして、変電所の存在を市民の皆様へ改めて知っていただく工夫をしております。また、戦争体験映像記録のDVD作品では、変電所の歴史にも触れまして、変電所を保存することの大切さにつきましても伝えているところでございます。

次に、次世代に伝える事業としまして、戦争体験映像記録によります戦争体験者の証言、また中学生の地域の戦争・平和学習及び広島派遣事業を実施し、またあわせて平和文集の発行などを行いました。

戦争体験映像記録のDVD作品につきましては、制作の委託の中で、外国の方にもわかりますように英語字幕入りのものを現在制作しているところでございます。また、インターネットに掲載できますように10分程度のダイジェスト版の日本語と英語字幕入りのマスターも制作しておりまして、インターネットでもごらんになれるような工夫をしております。このことによりまして、変電所の存在や東大和市の戦争の歴史につきまして多くの方々に理解してもらいたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 来年度の平和事業は内容を検討するということにはしておりますが、それはどのような部分であるのでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 現在考えておりますのは、平成27年度、ここで実施をいたしました中学生を対象とした地域の戦争・平和学習及び広島派遣事業、こちらにつきましては東京都市長会の助成金の対象となったということでそれを活用いたしました。その中で、この事業につきましては当然参加された方、あるいは東大和市としてもかかる費用について大分少なく実施できた、一般財源の持ち出しが少なくできたというふうに考えております。

ただ、平成28年度のこの東京都市長会の助成金についてはまだ確定をしているものではございませんので、そちらの助成金の活用のこと、あるいは今回の広島派遣事業につきましては戦後70年という節目の年ということの事業として捉えて実施をしておりますので、この広島派遣の事業については、これらの状況を踏まえまして来年度以降の事業化については検討してまいりたいというふうに思っております。

また、戦争体験の映像記録のDVDの制作でございますが、こちらについては今回限りの事業というふうに現在は考えてございます。

いずれにしても、平成28年度の平和事業の詳細につきましては今後十分に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。来年度以降の平和事業については、今年度の成果を踏まえながら、国際社会における日本の役割をしっかりと理解して、その事業の内容を十分検討の上、決して戦争を起こしてはならないという強い決意のもとに長く後世に平和を伝えるものとして、継続すべき事業は実施をしていただくよう要望をしたいと思っております。

次に、旧日立航空機株式会社変電所のさらなる修復には多額の費用がかかるとのことでしたが、具体的な保存や修復の工事費用というのは積算をしているのでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 市長の答弁にもございましたが、改修につきましては現在さまざまな角度からの検討が必要であると考えてございます。また、教育長の答弁にもございましたが、東京都の文化財としての指定をしていただくことで今後必要となる保全・補修に係る費用の一部が補助対象とならないか、あるいは平成7年度当時に活用いたしました東京都の補助金と同様の補助金はないか、費用の負担の面で東京都への働きかけを先日行ったところでございます。しかしながら、東京都の文化財の指定は難しいという回答でしたし、活用できます東京都の補助金につきましても現在のところはなしとの回答でございました。

また、修復方法につきましても、前回の修復工事を担当いたしました事業者から先日お話を伺ったところでございます。事業者からは、建物内部の公開非公開や、公開する場合の頻度などによって工事内容、工事費用が異なるというお話でしたので、現在そのところを教育委員会内部で検討しているところであります。今後は、この素案をもとに専門家の御意見等を伺うなどして内容を詰めてまいりたいと考えてございます。

このように検討途中でございますことから、具体的な保存の方法や工事費用については積算はしてございません。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） それでは、今後旧日立航空機株式会社変電所の建物の保存や修復工事についてはどのような対策を講じようとしているのでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 前回、建物の修復を担当した事業者の話によりますと、変電所の建物につきましては建設当時のつくりとして、コンクリートに雨がしみ込まないようにコンクリートの外壁にモルタルで化

粧がけをしている構造であるということでもございました。外壁に残っております弾痕の多くは、その化粧がけをしましたモルタル部分に残っておりますので、外壁部分を残すために修復工事が必要となります。また、変電所の建物の本体になりますけれども、コンクリート部分につきましては非常に強固につくられていると聞いてございます。そのコンクリートの本体の内壁部分にカーボン繊維シートなどの構造補強材を使うことで、耐震効果を含めかなりの長期間建物を維持することが可能になるというような、そのような工法があると聞いてございます。

もしこのような工法が変電所で可能ということになりますれば、外観を損なうことなく今後も保存ができると考えているところでございます。現時点では、そのようなことも含めまして事業者の意見を聞きながら内部で検討しているところでございます。

いずれにしても、西の原爆ドーム、東の変電所のフレーズに恥じない保存のあり方を引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

市長の施政方針の中でも、平成27年度中に保存のあり方を検討するというふうに言われており、主管部でも御認識されていると思います。今年度中にその保存のあり方に対する方針はまとまるのでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 先ほど教育長の答弁にもございましたとおり、現在教育委員会の内部で保存のあり方について検討を深めているところでございます。変電所は、戦争の悲惨さや平和のとうとさを伝える外観の弾痕だけでなく、平成5年まで実際の変電所として稼働していたという近代化遺産の側面もあわせて持ち合わせております。こうした点も加味する中で、建物内部の公開の方法や内部のレイアウト、さらには現在建物の強度の関係で上ることのできない2階部分、こちらの取り扱いなどにつきましても内部で検討しているところでございます。こうした内部での保存のあり方の考え方が一定程度まとまった段階で費用面を積算しまして、その後、理事者への報告ということで考えてございます。

平成7年当時の修復工事で約6,300万円の費用がかかっておりますことから、保存・修復には多額の費用がかかることが想定されておりますので、引き続き東京都の文化財指定など、修復費用の軽減に向けたさまざまな可能性を探ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 変電所の建物を実際に見ていただくことで、どんな人でもその戦争の恐ろしさというものは実感できると思います。戦争体験者が減っている中、戦争の悲惨さを次の世代に語り継ぐためにも変電所を保存することは大変重要なことであると考えます。貴重な戦災建造物の保存は早急に方針を決める必要があると考えます。

また、財政的な面で多額の費用がかかるというのであれば、戦災建造物としての価値を広く伝え、賛同していただいた方から工事費用の一部を負担していただくような、そういうお願いをする工夫もできるのではないかと考えるのですが、この点についてはいかがでしょうか。市長として、変電所の保存と、それに伴う財源の確保についてどのようにお考えなのかお聞かせください。

○市長（尾崎保夫君） ことは戦後70年ということで、御存じのような形で平和事業を充実させてきたわけですが、この変電所につきましては返還を求めて多くの市民の方々が要望を、団結をして要望活動によって現在があるんだというふうなことをまずは意識したいなというふうに思いますし、またその後の平和都市宣言

も宣言をされまして、その中でも、平和というのはいろいろとありますけども、東大和の平和都市宣言というのは多くの人と一緒にやらないきゃだめなんですよというところに特徴があるのかなというふうに私自身は解釈しているわけですが、そういった意味では、今回の変電所につきましては、原爆の跡が残るような変電所、平和のとうとさ、これを後世に語り継ぐという意味では非常に大切なものだというふうには……失礼しました。爆撃の跡が残るということで、変電所、今回、平和市民のつどい、行ったわけでございますけども、本当に大勢の方々が意識を持って、そしてまた平和に対する意識も新たになったということで、大変意義があったのかなというふうには思っているところでございます。

また、この変電所のことを内外に知っていただきたいということで、変電所の記録映画というんでしょうかね、DVDを作成しました。これも英語の字幕の入ったものということで、それともう一つはそれをダイジェスト版にしたものということで、日本の東大和ということでございますけども、今回のこれは世界に向かって平和都市という東大和をアピールしようということで作成したもので、インターネット等を含めて外国の方にも見ていただいて、ぜひ来ていただきたいなと、そういう思いがありまして作成したものでございます。

また、具体的な保存の方法というふうな御質問でございますが、これは今現在、先ほど部長が答弁されたように、今検討中ということで、新しい工法もできたということでもありますけども、ただ東大和市の平和事業のシンボルと言われるもので、このままにしておきますと朽ちてしまうということで、多くの皆様から賛同が得られるような、そんな形があればいいのかなというふうに思い、そういうふうなものに力を入れていきたいなと思っております。

また、東京都のほうでは、文化財としては残念ながら今の時点では見込みがないということで、東京都が対象になるような制度を持っていないということらしいんですけども、インターネットを調べている方々がいるとわかっていると思いますけども、建物として現在もきちっと中に入って使えるというもので、あのような形で戦災の悲劇というか、伝えているものは日本にはないと私は今の時点では理解してるわけですが、ということは、東京には当然ないわけですから、東京都に制度がなければ、そういう建物、戦災の建造物があるわけだから、制度をつくってもらおうというぐらいのつもりでやってもいいんじゃないか、そのくらい価値ある建物ではないかなというふうに思っているところでございます。

また、費用につきましては、記録映画、つくってありますけども、多くの方に協賛をしていただいて、これからも力を賛同していただくためにはさらなる、DVDつくりましたけども、プロモーションビデオのようなものをつくって、あの変電所をもっともって売っていければなというふうに思っておりますし、2020年東京オリンピックということで海外から大勢の外国の方がおいでになりますので、ぜひ一日の観光ルートで平和と、そして自然の東大和に来ていただければという、そういう思いもございます。

そういう意味で、これからあの建物を何が何でも保存していかなくちゃいけないという強い思いはあるわけですが、しかし、先ほど部長が言いましたように、大分昔にやって6,300万円、新しい技術を入れると億の単位になるのではないかなというふうに思っております。そのお金を私どもの税金から出していいのかわか、平和都市宣言ということをしていただいたわけでございますけども、そういった意味で今後も大勢の方の御協力を得る、平和都市宣言の中にも大勢の方の力がなければだめなんだというふうなことで、そういう方々と一緒に平和をつくっていきこう、維持していきこうということでございますので、ふるさと納税、これも活用したいなと思っておりますし、基金等も活用していきたいなというふうに思っております。ふるさと納税は東京圏から外に出ていくものが多いようでございますけども、この平和事業につきましては世界中から東大和に

来ると、そんなふうな思いを持ってやっていけばということでございます。

変電所の映像記録というのはどうも違ったらしくて、戦争体験映像記録DVDというのが正しいということなんで、少し訂正をさせていただきます。

私の思い、まだまだございますけども、時間も過ぎてしまいますのでこの辺にさせていただきますけども、今後とも多くの皆さんの御協力をいただきながら進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願います。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（根岸聡彦君） 午前中に引き続き継続をさせていただきます。

先ほど市長からは、変電所の保存に対する考え方、そして変電所の保存に係る財源の確保について前向きな御答弁をいただきました。担当いたします教育委員会、特に社会教育部では市長のお考えが明確になっており、その分さまざまな課題が山積する中で御苦労されることと思いますが、価値ある戦災建造物を次世代に伝えていくために御尽力をお願いしたいと思います。

我々自由民主党会派といたしましても、東京都などへの要請については協力をしていきたいと考えますので、ぜひよろしく願います。

以上で最初の質問を終わります。

次に、東大和市の下水道事業についてであります。

先ほど、短期計画案において十分な成果が得られなかった施策について取り組みを強化する必要があるといった答弁があったと思いますが、どのような施策において十分な成果が得られなかったのか、もう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。そして、その成果を求めていくためにどのような取り組みをどのように強化していくのかもあわせてお聞かせいただければと思います。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 下水道総合計画における施策の中では、下水道普及率100%を目指した汚水整備として市街化調整区域内の整備、また河川の水質保全として公共下水道への接続促進、浸水対策として雨水浸透ますの普及などの取り組みを強化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 下水道総合計画の短期計画におきまして、長寿命化計画の策定に向けた準備を行うとありますが、策定に向けた準備とはどのようなことをいうのでしょうか。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 下水道施設の維持管理向上を図るため、市内を6分割に区割りし、平成25年度から環境調査を実施しております。この調査結果を今後の長寿命化計画策定に向けた資料に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） また、短期計画の中で耐震対策指針に基づき管渠の調査、検討を行うとなっておりますが、管渠の調査はこの5カ年の中でどの地域をどれくらい調査したのでしょうか。また、調査に対する結果はどのようになっているのでしょうか。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 平成25年度におきましては、西武団地の地区を含みます第一処理排水区を含みます箇所、1,157カ所を管渠調査を実施いたしました。その中で、指摘事項を4段階評価に分けまして、Aとして、一つは近々補修工事を必要とする箇所として13カ所、軽微な破損、定期的な清掃を必要とする箇所が19カ所、少量の浸入水等の定期的な点検を必要とする箇所が26カ所、そのほか異常なしとして1,099カ所ございました。

また、平成26年度の実績でございますが、第二光ヶ丘団地地域を含みます第五排水処理区等を含みます地区が1,525カ所調査をしております。そちらの調査結果につきましては、先ほどの4段階区分と同じように近々維持補修を必要とする箇所が131カ所、軽微な破損、定期的な清掃、点検が必要とする箇所が143カ所、少量の浸入水等定期的な点検を必要とする箇所が219カ所、異常なしが1,032カ所ございました。

この調査結果に基づき、改修や対応が必要な箇所については対応が完了しているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） わかりました。以前の質問の中で、管渠の更新が早急に望まれる地域として、今おっしゃってございました西武住宅、第二光ヶ丘住宅、そして上北台住宅、茶の木台住宅を挙げられておりましたが、下水道総合計画の短期計画最終年度から中期計画への移行を踏まえ、それぞれどのようなスケジュール感を持って実施しようとしているのでしょうか。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 今年度、平成27年度でございますが、上北台住宅、茶の木台住宅地区を含みます第二・第三排水処理区を含む1,686カ所を引き続き調査を実施していく予定でございます。また、平成28年度につきましては、残りの排水処理区について調査を引き続き実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 今後中期計画へ移行していくに当たり、順次管渠の更新工事がなされていくものと推測するのですが、工事の対象地区の住民への周知というものはどのタイミングでどのように行われるのでしょうか。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 今後管渠調査の調査結果を踏まえて、下水道長寿命化計画、長期改修修繕計画などができましたら、市報やホームページでの掲載による市民への周知、また工事実施が決まりますと、対象の地区の工事実施に向けて、これも市報やホームページを使って実施地区に周知することや、工事説明会、近隣住民の方へ工事のお知らせなどの配付に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） よろしく申し上げます。

管渠の耐震化につきましては、本管と同様に取付管の耐震化も極めて重要であると思うのですが、取付管の更新につきましては、下水道総合計画の中でどのように位置づけられているのでしょうか。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 地震対策としまして、平成25年度下水道総合地震対策計画を策定し、平成26年、27年度で公共下水道管渠耐震化工事を実施してまいります。

今後の取付管につきましては、計画的な改築更新を目指した長寿命化計画の中で必要に応じて対応を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 下水道総合計画の中に平成21年度の多摩地区の使用料回収率に関する26市の比較が載っておりますが、汚水処理単価が東大和市は146.0円と、26市の中で8番目の高さとなっております。この状

況は今も変わらないのかどうか。そして、単価が低いところでは府中市が71.1円、武蔵野市が71.2円、小金井市が71.9円となっております。これらの市と当市では何がどのように違うためにこういった開きが生じているのでしょうか。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 平成25年度の使用料、汚水処理費につきましては161円でございます。これは26市の中で6番目の高さに位置づけられます。これらの要因は、毎年度返済に当たります公債費の額が多いことがこの汚水処理単価が他市より高いことをあらわしております。また、府中市、武蔵野市、小金井市などの場合は、当市より下水道事業に着手した時期が早いことや、市債の償還が進んでおりまして市債残高が東大和市と比べて極めて少ない状況であることから、このような差が生じております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 当市の汚水処理単価を府中市や武蔵野市並みに引き下げるということは、これは市債の返済が終われば可能となるものなののでしょうか。また、当市として単価引き下げに寄与できる施策というものはないのでしょか。そして、使用料回収率が100を超えれば健全な計画がなされているというふうにされておりますが、それに向けての具体的な施策は何かあるのでしょうか。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 現状の歳出予算に占める公債費が約68%の割合を占めております。これは毎年度償還計画に基づいて返済に努めております。将来の推計では、平成36年ごろまでには市債残高が現状よりは半分近くの金額になるかと思われませんが——に合わせて使用料回収率は徐々に減少していくことが見込まれております。

現状では、府中市や武蔵野市並みに汚水処理単価を引き下げするには、現状の市債残高を大きく減らすような大幅な繰り上げ償還や実際の有収水量の増加等が図られない限り、汚水処理単価を下げることは難しいかというふうに考えております。また今後は、やはり歳出の削減について引き続き努力をしていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 下水道事業のうち汚水処理に係る経費については下水道使用料で賄うことが原則というふうになっていると思います。現在一般会計からの繰り入れによって賄われていることは承知しております。この状況はいつから発生し、繰入金額というのはどのように推移してきたのか、また累計の繰入額は幾らぐらいになっているのか教えてください。

○下水道課長（佐伯芳幸君） この一般会計繰入金につきましては、下水道事業が開始された昭和50年度から現在まで続いているのが状況でございます。また、平成25年度の繰入金の金額は4億9,475万5,000円を占めております。また、事業開始して平成25年度までの繰入金の累計額は304億6,856万6,588円でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 下水道料金の改定の検討については、下水道使用料審議会に諮問をし意見を求めているとの答弁がありました。下水道料金はいつから徴収が開始されたのでしょうか。また、現行の料金体系はいつから変わっていないのでしょうか。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 下水道使用料につきましては、東大和市下水道条例に基づき、昭和60年度から使用料の徴収を開始いたしました。その後、平成12年7月から現在の使用料が適用されております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 現在その審議会が何回か開催されていると思います。本来であれば、私もその審議会

のほうに傍聴させていただくべきところではあるというふうに認識はしているのですが、今までの経緯について説明をお願いいたします。また、審議会で出されている意見としてはどのようなものがあるのでしょうか。教えてください。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 下水道使用料審議会でございますが、これまで4回の審議会が開催されております。その中では、各委員さんのほうに御審議いただいている案件としまして、東大和市の下水道の事業について、また下水道総合計画について、下水道事業特別会計の現状について、下水道使用料に係る適正な受益者負担について、下水道使用料答申案についてこれまで御審議をいただいているところでございます。

これまでの審議会における主な意見でございますが、下水道事業特別会計の現状を見ると、一般会計繰入金により経営が維持されていること及び公債費に係る経費が多額であることなどから、現在の使用料は適正とはいえないということ、また適正な受益者負担とするためには、過去の推移だけでなく、今後の有収水量の減少や公債費の減少などを考慮した将来推計が不可欠である、また今後は3年ごとの適時適切な見直しが必要ではないか、また市民への丁寧な説明が必要ではないか等の意見が出ております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 審議会が目指すものは適正な下水道使用料の確立であると理解しておりますが、一般会計からの繰り入れに頼らない経営を目指すとしたら、現行の料金からどの程度引き上げなければならないのでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 今まで下水道の経営の状況を示す数値といたしまして、先ほどから根岸議員さんからも使用料回収率についてお話をいただいておりますけれども、健全な下水道事業を営んでいく上では、その使用料回収率のレベルを、水準を100%以上とすることが適正だというふうに言われております。

そのような状況でございますが、それを単年度でやった場合どうなるかといったようなことを試算してみたところ、平成25年度の決算の状況で見ますと、現在の使用料を40%程度近く改定する必要があるというような、数値上のことでございますけれども、数字が出てまいります。しかし、一遍にそのような負担をすることが適当かどうかといったようなことが審議会でも意見が出てございまして、現在議論をしているというようなことでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

現在開催されている審議会ですが、今後どのようなペースで会議が開かれ、どの時点で意見集約を行い、どのタイミングで新しい料金体系がスタートする予定でいるのでしょうか。また、市民に対する周知はいつ、どのタイミングで行うことになるのでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 下水道使用料審議会につきましては今まで4回の開催を行いまして、先ほど下水道課長から答弁させていただいたような内容について議論をいたしました。

次の審議会を9月25日に開催する予定で予定しております。その中におきましては、先ほど少し申し上げましたが、使用料の改定率についてどのくらいの規模にしたらいいかというようなことも答申をまとめていただく予定になっておりまして、次の審議会で意見をまとめれば市のほうに答申をいただく予定になっております。

その後についてでございますが、市では現在第四次の行政改革大綱に基づきまして使用料手数料等の見直しを行っておりまして、この下水道の使用料の改定につきましてもその一環として位置づけられるものでございます。その中では、28年度、現在の第四次行政改革大綱では28年度が計画期限となっておりますので、そのよ

うなタイミングで改定をし、行政改革を推進していく必要があるというふうに考えているところでございます。

また、市民への周知につきましては、こういったこと、まとめ次第お知らせをし、理解を求めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 下水道は目に見えないところにあるわけですが、最も身近なインフラの一つであり、当たり前前の生活に欠かせない設備であるというふうに思います。今後もしっかりと計画に沿って施策を展開し、特に西武、第二光ヶ丘、上北台、茶の木台住宅といった更新を必要とする地域には、できれば計画を前倒しさせて取り組んでいただきますよう要望をしたいとします。

また、下水道料金の適正化につきましては審議会で議論をされているとのことですが、先ほどの御答弁にもありました、いきなり40%値上げというのはやはり健全経営という大義名分のもとであっても現実的ではないと思います。審議会も定期的な見直しを行いながら段階的に引き上げという声も出ているようですので、無理なく着実に下水道事業の健全経営に近づいていけるような施策をお願いし、2つ目の質問を終わりにいたします。

3つ目の東大和市のごみ対策についてであります。

8月1日の市報で、ごみ収集体制の変更から1年たちましたというタイトルで、ごみの減量についての記事が掲載されておりました。市長答弁の数値としては、計量期間や時期の違いがあるために数値に若干の差が発生していると思いますが、想定した減量効果が得られているとの認識だと思います。この想定値、当初の数値は可燃、不燃、容器包装プラスチックでどの程度と見込んでいたのでしょうか。

○環境部副参事（長瀬正人君） 減量効果の想定値についてでございます。

家庭系廃棄物有料化方針におきまして有料化導入後の廃棄物排出量の将来推計というものを示しております。平成26年度では1人1日当たりの排出量を748.5グラムということで想定しております。平成26年度の実績値でございますが、1人1日当たりの排出量は726.8グラムということでございますので、想定以上に減量の効果があったというふうに認識しているところでございます。

なお、廃棄物の種別ごとの想定につきましては行っていないところでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 有料袋の販売について、制度導入当初に懸念されていた買い占めによる品不足という事態は発生しなかったと聞いておりますが、状況はいかがだったのでしょうか。また、その要因としてはどのようなことが考えられるのでしょうか。

○環境部副参事（長瀬正人君） 家庭廃棄物指定収集袋の状況についてでございます。

近隣市の有料化導入時の状況等から品不足ということが心配されたところでございます。当市におきましては取り扱い店を市内に限定、また指定収集袋を追加で作成といった対応によりまして品不足といった事態は回避できたものと認識しております。

また、市民説明会等におきまして必要以上に手元に置かないようにということでお願いをいたしまして、市民の皆様の御協力をいただいたというふうに考えているところでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 今回の有料化を実施したことでの市としてのメリットあるいはデメリットとしてどのようなことがあるのでしょうか。

○環境部副参事（長瀬正人君） まず有料化のメリットでございます。廃棄物の減量効果というものが数値として出ておりますので、廃棄物に関する市民意識の高揚、また排出量に応じた負担の公平化というものが図られているということでございます。また、今後の話としましては、廃棄物の減量が進んでおりますので、一部事務組合の負担金の軽減が期待できるものと考えているところでございます。

一方、デメリットといたしまして、不法投棄を懸念していたところですが、パトロールを強化するといった対応によりまして大きな問題にはなっていないといった状況でございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 8月15日の市報でごみの減量に御協力くださいという記事が一面に載っておりました。市長は、常々ごみはゼロにしたいということを口にされておりました。現実問題としてそれが可能かどうかは別にして、それ自体はすばらしい理念ではあると思うのですが、今回の有料化によって廃棄物の減量効果を持続させることが今後の課題であるという答弁もあったと思います。

さきの質問で市民1人当たりのごみの排出量については御答弁いただきましたが、人はこういった数値を見せられると非常に理解しやすくなるものであります。今回の有料化は、これからまだ効果が期待できるものと推測するのですが、1日1人当たりのごみの排出量を何グラムにしていこう、あるいは何グラムを目指したいという目標を持ったほうが取り組みやすくなると思うのですが、そういう目標はお持ちなのでしょうか。

○環境部副参事（長瀬正人君） 廃棄物排出量の目標についてでございます。

一般廃棄物処理基本計画では、平成29年度の目標値といたしまして、市民1人1日当たりの廃棄物の排出量を700グラム以下としております。また、第四次基本計画におきましては平成33年度の目標値を680グラムとしているところでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ごみの減量というものは、やはり市民一人一人の意識と実践がなければ実現しないものであります。

市として、東京で一番1人当たりのごみの排出量の少ないまちを目指そうといったスローガンを掲げて市民の意識の高揚を図るといった施策はお考えでないでしょうか。

また、8月15日の市報にありましたごみ減量のポイント、あるいはごみの分別豆知識といった項目をシリーズ的に市報に掲載し、常に市民の意識を持続させるといった施策も有効ではないかと思うのですが、この点について市の見解はいかがでしょうか。

○環境部副参事（長瀬正人君） 廃棄物に関する市民意識の高揚を図る施策ということでございます。

廃棄物の減量を進めていく上では必要不可欠であるということで認識をしているところでございます。日ごろ、市報、ホームページ、また出前講座等におきまして市民意識の高揚に取り組んでいるところでございます。また昨年度は、ごみの減量アイデアを募集するといった取り組みも行ったところでございます。市民意識の高揚につきましては、今後も工夫をしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、ごみ減量についての記事のシリーズ化ということでございます。市報のボリュームの関係等もございませうけれども、担当課といたしましては、何らかの形で情報提供の強化というものに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ごみの有料化によってごみの量が減ったということは非常に喜ばしいことであると思

うのですが、一方で、戸別収集によって費用は当然アップしているはずであります。この有料袋の売上高から販売手数料を差し引いた金額と戸別収集によって従前の経費から上昇した部分との兼ね合いはどのようになっているのでしょうか。またその金額についてはどのように評価をしておりますでしょうか。

○環境部副参事（長瀬正人君） 家庭廃棄物処理手数料と戸別収集導入経費との兼ね合いということでございます。

家庭系廃棄物有料化方針では、家庭廃棄物処理手数料の44%を戸別収集導入経費に充当するということとしております。平成26年度におきましては、戸別収集導入経費にほぼ想定どおり充当しているということでございます。戸別収集の導入に関しましては、有料化方針に沿った形で運営ができていているというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 資源物に関しまして、ステーション方式での回収について不適正な排出が課題であるとの答弁がありました。不適正な排出とはどの程度の割合で見られるのでしょうか。

○環境部副参事（長瀬正人君） 資源ステーションにおける不適正な排出についてでございます。

市民等からの連絡によりましてパトロールを実施するといったところに対応しているところですが、状況が改善しない場合につきましては、重点的にパトロールを実施するといった取り組みをしているところでございます。現在重点的にパトロールを実施している資源ステーションにつきましては18カ所ということになっております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） またそういった、今現在18カ所という御答弁をいただきましたが、地区的に限られた場所で発生しているのでしょうか。それとも、そういった、どの地域で満遍なくという言い方が正しいかどうかはあるんですが、そういった課題をどの地域でも抱えているということになっているのでしょうか。

○環境部副参事（長瀬正人君） 不適正な排出が見られる資源ステーションについてでございます。

こちらは条件的には人通りが多い通り沿いですとか、また公共施設に隣接した形で設置されている資源ステーションが比較的そういった状況が多いということ認識しているところでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 今回、先日ですけれども、別々の資源ステーションを利用されていらっしゃる数名の方々から、いきなり市から資源物ステーションを廃止するという張り紙が張られたという意見をいただきました。改善が図られないステーションを廃止することは一定やむを得ない部分もあるというふうに理解をしておりますし、住民の方々もその点に関して何が何でもその場にステーションを残せと言っているわけではないという声をいただいております。一方で、そのステーションを利用している住民の方々にはしっかりと周知し、廃止の理由を説明し、新しいステーションの場所が決まった段階で廃止を通知するのが筋ではないのかという意見もいただいております。この点について市の対応はいかがだったのでしょうか。

○環境部副参事（長瀬正人君） 資源ステーションの廃止についてでございます。

利用状況が悪いといったことで廃止する場合もございますが、その他の理由によって廃止する場合も当然ございます。通常、廃止する場合、その周知の看板、こちらのほうを掲示しまして、また近隣の御家庭に手紙のほうを入れさせていただくといったことで周知に努めているところでございます。また、廃止までに一定期間を設けまして、その間に利用されている方々で御相談いただいて新たに設置する場所を決めていただくようお

願っているところでございます。市のほうでは、どなたが資源ステーションを利用されてるかまでは把握していないところでございますので、まずは利用者間での調整をお願いしているところでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） また、今後同様の問題が発生してくることが容易に予想されるわけですが、ステーションに係るトラブル対応、ステーション廃止に向けた住民への周知と説明、新しいステーションの候補に関する住民への提言または住民からの提案の募集といった、そういったマニュアルを作成しておくべきではないかと考えるのですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○環境部副参事（長瀬正人君） 現状におきましてはマニュアルといったものはございません。しかしながら、周知期間を一定期間設ける等の、内部的には一定のルールに基づいて対応しているところでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 今後の展望において、資源物の戸別収集というのは構想としてお持ちなのでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 資源物の戸別収集ということでございますが、市といたしまして、当初基本方針の素案の段階で、有料化とともにこれも戸別収集にするというふうな素案の中でこの事務を進めてきた経緯もございます。また、そういった中で市民の皆様、いろいろな方々の御意見を伺った中で現状の状況で今実施をしているというふうに考えております。また、近隣の自治体等におきましても資源物の戸別収集につきましても実施しているという例があるということも承知はしているところでございます。

今後資源物の減量施策を検討する中で、またこの問題につきましても、収集における対応ですとか経費の問題、またこれを戸別収集に切りかえた後の現在の資源ステーションの、こういった集積所の後処理の問題等のいろいろな問題もございます。そのようなことから、戸別収集につきましても今後研究をしていく必要があるというふうに認識はしております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ごみの有料化の素案が出てきたときには、瓶、缶、ペットボトルといった資源物も有料化の対象とするということでもかなりの波紋を呼んだことは記憶に新しいと思いますが、今後の展開の中でその資源物の有料化という構想はあるのでしょうか。また今後将来的にそれが出てくる可能性はあるのでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 瓶、缶、ペットボトル、この資源物の有料化につきましても、現在実施をしております家庭廃棄物の有料化における削減効果の検証ですとか、市民、事業者の廃棄物減量に対する意識を高めるという、こういった施策を図る中で、また現在も実施はしておりますけれども、拡大生産者責任をさらに進める、求めるというふうな形、これは市長会を通して要望しているところではございますが、こういったことを引き続き行っていきながら、瓶、缶、ペットボトルに関しまして、行政の関与をどれだけ減らしていくかというふうな施策も検討する必要があるというふうに考えております。また、国の動向ですとか社会情勢などの情報を収集するとともに、今後研究していく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

行政の仕事というのは何でもそうだと思うんですが、特にごみ対策というものはここまでやればよいということがなく、またそれぞれの問題に対して個々人の我が強く出やすい分野であるというふうに認識をしております。

そして、ごみ行政とは、市民サービスの向上を図る上で非常に重要な役割を担っているにもかかわらず、一つの問題をクリアしてもまた新たな問題が発生するイタチごっこのようなものであるともいえるのではないのでしょうか。その中で、毎日の生活の中で排出されるごみが確実に回収される環境を整え、そこからさらに効率性を高めていくことが住みやすいまち東大和、住んでよかったまち東大和をつくっていくものであるというふうに考える次第です。

ごみにまつわるさまざまな問題に関してはいろいろと課題が多いことは承知しておりますが、8万6,000人市民の良好な住環境を維持していくために必要な施策を堅実に進めていただくことを期待して、私の今回の一般質問を終了いたします。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 先ほど、根岸議員の一般質問に対する私からの答弁の中で、将来推計では平成36年度ごろまでは市債残高の減額傾向にあわせて使用料回収率も徐々に減少が見込まれますと申しましたが、正しくは、将来推計では平成36年度ごろまでは市債残高の減額傾向に合わせ汚水処理原価は減少、使用料回収率は徐々に増加が見込まれますに訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（関田正民君） 以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 大 后 治 雄 君

○議長（関田正民君） 次に、6番、大后治雄議員を指名いたします。

[6番 大后治雄君 登壇]

○6番（大后治雄君） ただいま議長より御指名を受けました議席番号6番、興市会、大后治雄でございます。通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず、1、財政について。

①新公会計についてであります。

アといたしまして、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」に対する公営企業会計の整備は、次に、イといたしまして、他自治体の対応は。

そして、ウといたしまして、課題と今後の対応につきまして伺います。

続きまして、2、危機管理について。

①国立感染症研究所村山庁舎BSL4施設稼働についてであります。

アとして、関係行政機関からの情報提供は。

次に、イといたしまして、これまでの市の対応は。

次に、ウといたしまして、他自治体の対応は。

そして、エといたしまして、課題と今後の対応につきまして伺います。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしく願い申し上げます。

[6番 大后治雄君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」に対する公営企業会計の整備についてであります。国の研究会報告書においては、地方公共団体の全体としての財政状況等を把握するために連結財務書類の作成についての報告がされております。連結の対象範囲としましては、公営企業会計

を含む特別会計に加え、一部事務組合や土地開発公社等の関連団体につきましてもその対象としているところ  
であります。

当市におきましては下水道事業が主な公営企業となりますので、連結財務書類の作成に当たりましては、一  
般会計の作成方法に準拠する内容で今後財務書類等の整備が必要になると考えております。

次に、他の自治体の対応についてであります。公営企業に関しましては、地方公共団体ごとの設置状況や  
地方公営企業法の適用状況等がありますので、その対応につきましては地方公共団体によって異なる場合があ  
ると考えております。

当市で行っております下水道事業等につきましては、地方公営企業法の適用が任意となっておりますことか  
ら、今後財務書類等の整備を進めていくこととなります。このような場合、共通します課題においては、その  
対応が図られることと考えております。

次に、課題と今後の対応についてであります。公営企業会計におきましても、一般会計と同様に固定資産  
台帳の整備を円滑に進めることが当面の課題であると考えております。

現在公共施設等総合管理計画の策定におきまして、市が管理します公共下水道に関する資産状況の把握等  
を行っております。これらの状況につきましては、固定資産台帳の記載事項としても活用が可能であると考えて  
いるところであります。

今後の対応としましては、必要な資産情報の整理等を効率的かつ的確に行い、他市との連携体制を整えるな  
ど、国のスケジュールに基づき事務を進めてまいります。

次に、国立感染症研究所村山庁舎B S L 4施設の稼働に関する情報についてであります。村山庁舎内の高  
度安全検査施設B S L 4施設の稼働につきましては、これまでの経過を含め、当市宛てに厚生労働省等の関係  
行政機関からの情報の提供はありません。

次に、これまでの市の対応についてであります。B S L 4施設の使用等に関する情報を新聞報道等で把握  
するとともに、8月24日付で武蔵村山市に対し国からの情報提供があった場合の速やかな情報共有につしまし  
て要請をしたところであります。

次に、他自治体の対応についてであります。武蔵村山市につきましては、B S L 4施設の所在する自治体  
として、厚生労働大臣及び国立感染症研究所長に対し要望活動を行ってきたとのことであります。また、武蔵  
村山市に隣接する周辺の自治体におきましては、この施設の使用等に関しての対応は特に行っていないとの  
ことであります。

次に、課題と今後の対応についてであります。市では、B S L 4の施設の運営に当たり、市民の安全と安  
心の確保が最優先であり、施設運営の状況等についての把握が課題であると認識しております。

そのため、今後の対応につきましては、8月24日に行いました要請に基づき、武蔵村山市から当市への積極  
的な情報提供を行っていただいた上で、施設運営の状況等について把握してまいりたいと考えております。ま  
た、当市及び武蔵村山市を含む二次医療圏域の感染症対策を所管する東京都多摩立川保健所とは引き続き連携  
を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔市 長 尾崎保夫君 降壇〕

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、財政について、新公会計についてのうち、ア、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」

に対する公営企業会計の整備はにつきましてですが、本市においては、下水道事業と、それからあと土地区画整理事業というのが該当するというふうに思いますが、これらにつきまして現在どこまで市の体制の整備や、その会計そのもの、また固定資産台帳の整備が進捗をしているのか、改めて御説明をしていただきたいと思えます。

○**財政課長（川口荘一君）** 本市における下水道事業、土地区画整理事業における固定資産台帳の進捗状況等でございますけれども、本年平成27年1月に統一的な基準による地方公会計の整備促進について国から要請がございました。まずは固定資産台帳の整備に向けた取り組みが必要となっておりますけれども、可能な限り経費負担等を軽減いたしまして今後の事務を進めていきたいというふうに考えております。

そこで、下水道事業または土地区画整理事業におけるインフラ資産等につきましても、現在策定を進めております公共施設等総合管理計画の中で固定資産台帳の記載項目に活用できる情報収集を行っているというような状況でございます。本市の下水道事業等は現在現金主義による会計処理を行っておりますので、まずは固定資産台帳の整備を進めまして、その後一般会計に準拠するような内容で財務書類の作成を進めていきたいと考えております。

以上です。

○**6番（大后治雄君）** ありがとうございます。

これらのほかに関係する機関といたしまして土地開発公社が考えられるのでありますけれども、この土地開発公社につきましての状況を伺います。

○**財政課長（川口荘一君）** 土地開発公社に関しましては、現在経理基準要綱に基づきまして貸借対照表、また損益計算書などの法定計算書類を作成しておりますけれども、国の研究会報告書では純資産変動計算書を除いて土地開発公社の決算の内容を国が示した統一的な基準による財務書類の科目に読みかえすることが示されております。したがって、土地開発公社に関しては、国が示しました読みかえの手引などを活用しまして今後財務書類等につきまして作成のほうを進めていきたいと考えておりますので、現時点では土地開発公社に関しては今後事務的に大きな負担はないというような見込みを立てているところでございます。

以上です。

○**6番（大后治雄君）** ありがとうございます。

そうしますと、これらの整備のめどですけれども、というのはどういうふうにお考えでしょうか。

○**財政課長（川口荘一君）** これらの整備のめどということでございますけれども、統一的な基準による財務書類に関しましては、国からは平成29年度末の作成ということで要請がなされておりますので、下水道事業等の公営企業であったり土地開発公社などの連結につきましても、連結財務書類につきましても、可能な限りその目標年度に向けて今後の事務を進めていかなければいけないというような考えは持っているところでございます。

以上です。

○**6番（大后治雄君）** 一般会計と同様に、平成29年末というようなことだろうというふうに思えます。この整備に関しまして、一般会計に関しては国からソフトウェア等の提供があるというような話も伺っておりますけれども、今回のこの下水道事業とか土地区画整理事業とか、それから土地開発公社等の整備に関しまして、国からのそういったソフトウェアの提供というのはあるのでしょうか。

○**財政課長（川口荘一君）** 国からの固定資産台帳等の整備に向けたソフトの提供ということでございますけれ

ども、国からは固定資産台帳の機能を保有するソフトウェアが今後この秋ということで聞いておりますけれども、無償で提供される予定となっております。ですが、このソフトウェアが公営企業会計等に関しても活用できるか否かということは現時点では把握をしておりません。

ただ、固定資産台帳に関しては会計ごとに内容が大きく異なるということはないと考えておりますので、まずは国から提供されるソフトウェアを活用いたしまして、一般会計で管理する資産等について、初めに固定資産台帳の整備を進めていき、その中で下水道事業等公営企業会計の固定資産台帳についても整備の方法を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

勘定科目が少ないような土地開発公社であれば、読みかえをするというだけで特にソフトウェアを使う必要はないのかなというような感じはしますけれども、これらの整備費用が具体的にどのくらいかかるのかということがわかれば教えていただきたいということと、またこの整備費用に関して、一般会計に関して国は面倒を見てくれるような話もあったようですけれども、これらの公営企業会計について国は面倒見てくれるのでしょうか。

○財政課長（川口荘一君） 固定資産台帳を含めました財務書類等の整備費用についてでありますけれども、現時点では、一般会計に関しては国の無償で提供されるソフトウェアを活用して進めていくということでございますが、公営企業については現時点でその財務書類の整備費用が幾らかかるかといった見込みの算出は行っておりません。一般会計に関する固定資産台帳の整備費用については、国の財政支援といたしまして、特別交付税の措置があるというふうに聞いておりますので、今後その必要性が認められるような場合におきましては、市全体の固定資産台帳の整備の進捗状況を踏まえて、例えば業務委託による外部支援等、コンサルタントの活用等も含めまして市全体の固定資産台帳の整備について検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（大后治雄君） 特別交付税が来るというお話ですけど、一般会計に関してはありますが、その特別交付税に関しては特に自治体、いろいろな自治体がありますから、全国一律に幾ら来るということではないんですよね。それはやっぱりそれぞれの財政規模に応じたりとか、それからそれぞれの自治体のいろいろな中身というか、その会計の中身によって変わるというふうに思うんですけども、ちょっとそこだけ確認ができればと思いますが。

○財政課長（川口荘一君） 国の特別交付税による財政措置ということでありまして、現在国から示されております内容は、あくまでもその対象経費について措置がされるということですので、金額的なものまでは明示がされていないというような状況でございます。市におきましては、仮に外部支援ということで業務委託費用がかかった場合は、可能な限り100%特別交付税措置をいただけるように、今後東京都、国のほうに働きかけのほうをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、イの他自治体の対応はにつきましてお伺いをします。

他自治体の対応なんですけれども、いろいろな自治体との連絡体制というのはどういうふうになっておりますでしょうか。

○**財政課長（川口荘一君）** 他の自治体との連絡体制ということでございますけれども、公営企業に関しましては、市長答弁にありましたとおり、設置内容等が団体ごとに異なる状況がございます。ただ、東京都においては、東京都内各市町村の担当者名簿というのが取りまとめがされているというような状況がございますので、今後におきましては他の市町村との連絡体制を密にしていく必要があるというふうに考えております。特に下水道事業会計につきましては各市町村に共通する課題になってくるというふうに考えておりますので、今後におきまして広く情報交換等を図り、また先行事例等を学ぶことによりまして財務書類等の整備を進めていくことが重要であるというふうに考えております。

以上です。

○**6番（大后治雄君）** ありがとうございます。特に東京都に関しては、もう既に現金主義から発生主義で複式簿記のほうに移行してるということもありますので、そもそもいろんなノウハウを蓄積されているというふうに思います。

他自治体に関しましても、さまざま現金主義から発生主義、それから複式簿記に移行しているというような自治体もあろうかと思っておりますので、そういったところの御指導という大変ですけども、御教授をいただきながらいろいろ進めていくというようなことも非常に重要なのかなというふうに思っていますが、例えば特に東京都というのは非常に大きな自治体でありますから、いろいろな会計に関しても持っているわけで、例えば公営企業会計も全部連結であるところは全部やられているようなところもあろうかと思っておりますので、そういったところをぜひお手本というか、そういったような形にしていいただければというふうに思います。とにかく、わからなくなったらわかってる自治体に聞くというようなのが一番早いのかなというふうに思っておりますので、ぜひそこは遠慮なく東京都に聞いてください。やっぱり先行してる、先駆自治体というのはたくさん本当にノウハウを持ってますから、もう何年にもわたって東京都はそういったものを蓄積してるはずですから、ぜひそこはどんどん東京都を頼るべきだなというふうに思っています。

続きまして、ウの課題と今後の対応はにつきましてお伺いします。

前回お伺いしました新基準におけます新公会計と同様に、とにかく間に合うように頑張ってくださいとしかいえないんですけども、決められた期日までに何とか間に合うというようなことでよろしいのでしょうか。

○**企画財政部長（並木俊則君）** まず今回の新公会計制度の整備につきましては、一番初めに取り組んでいかなきゃいけないのが、先ほどからお話にも出ておりますように、固定資産台帳の整備、これが一番最初に取り組む内容であるとともに、一番重要な項目であるというふうに認識しているところでございます。

この固定資産台帳の整備につきましては、一般的に1年あるいは2年程度の期間が必ず必要になると。当市も初めて取り組むわけでございますので、そのくらいの期間は必要だというふうに思っています。そうしますと、下水道事業等の公営企業会計に関しましても、平成27年度、本年度におきましては主に資産情報の収集と整理ということで取り組みをしまして、平成28年度以降におきまして一般会計に準拠する内容ということで固定資産台帳の整備を進めていく必要があるというふうな、そのような段取りを今考えているところでございます。

この固定資産台帳の整備につきましては、非常に専門的な部分が占める部分が多いというところもございまして、非常に私ども職員だけでということは難しいところもございまして、先ほど大后議員からお話もありましたように、東京都がかなり早くから新公会計制度については整備について推進を図ってるということもございまして、東京都からの助言あるいは情報の提供を主としたいと。それと先進市からの情報収集もしていきたいというふうに思っています。先ほど財政課長もお話し申し上げましたが、可能な範囲で特定財源等の活

用も図りまして、外部の人材によります専門的な支援も今後検討していくような形になるのではないかなというふうに思っております。

いずれにしても、さまざまな方法を考えた中で、市全体の会計につきまして、新公会計制度の整備が円滑に進められるようにということで、限られた期間でございますが、努力してまいりたいということであります。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。とにかく頑張ってください。いろんなところの御支援を仰ぎながら、ぜひ期日に間に合うように頑張ってくださいと思います。

最後に、この項目最後に、改めまして、本会計制度に関します市長の御所見を伺いたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 先ほどの市長答弁、さらに前回の答弁内容と重複するところがございますが、新地方公会計制度に基づきまして財務書類等を整備すること、これによりまして現在の現金主義の会計処理では把握が困難な資産と債務の実態、さらにコスト情報等、この把握が可能になると考えております。当市の公営企業であります下水道事業等を含めまして、財務書類等の活用や情報公開を行った場合に、将来に向けたマネジメント力、さらに行政財政運営に対する市民の皆様の信頼、こちらはより一層向上するというふうに考えております。

このことから、公営企業会計等に含めます財務書類等の整備、市の将来におきまして非常に大きな意義があるというふうに考えてるところでございます。今後におきまして、国から要請がございました統一的な基準に基づいて一般会計の財務書類等の整備を進めまして、公営企業会計等につきましてもこれに準拠するという内容で固定資産台帳を初めとする財務書類の整備等を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時35分 休憩

---

午後 2時45分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（大后治雄君） 副市長、どうもありがとうございました。

一つ不安な点が実はありまして、現在ホームページのほうには改訂モデルでつくられたその会計が掲載されているわけですが、平成25年までしかないという形になってると思うんです。できればやっぱり平成26年に関しては早いとこつくってもらってちょっと比較したいなというところもあるんですけども、そういったような、改訂モデルでもなかなかちょっとそういったところできてないというのが不安材料かなというものもありますので、そういったものも含めて若干私自身は不安に思っていますが、とにかくいろいろな関係機関と連絡を密にさせていただいて、今回のこの新しい会計に関して、市民生活に資することができるよう、また他自治体に負けないように整備に御尽力をいただきたいというふうに思います。ぜひ頑張ってくださいと思います。この項目はこれで終了いたします。

では続きまして、危機管理について、国立感染症研究所村山庁舎BSL4施設稼働についてのうち、ア、関係行政機関からの情報提供はにつきまして伺います。

武蔵村山市、国、都からの情報提供に関してはないということですが、改めて詳細をお伺いさせてい

ただきたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 先ほど市長から御答弁いただきましたけれども、このBSL4の施設に関する国や東京都、それから武蔵村山市から私どもに対してこれまで情報提供というのは受けておりません。今回の指定に関しましても、新聞報道や厚生労働省のホームページ、そういったところから私どものほうは知り得たというようなところがございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） そもそも、この施設はどういった施設であるのか、由来とか組織等の詳細を伺いたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） この国立感染症研究所は厚生労働省が管轄しておりまして、その役割を、感染症に関する厚生労働省行政施策に関しての科学的根拠を提供するというところでございます。この村山庁舎につきましては武蔵村山市に所在しておりまして、その中で高度安全検査施設、BSL4の施設を有しております。このほか新宿区に所在する国立感染症研究所戸山庁舎、それから東村山市に所在する国立感染症研究所ハンセン病研究センターがあるというところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） この施設についてちょっと1点確認なんですけど、今回改めてそのBSL4の施設が稼働するということになりましたが、それまでBSL3までは動いていたというような認識でよろしいのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） これまではBSLの3までのレベルのものは扱えるというようなことでこちらの村山庁舎のほうは稼働していたというようなことで私どもは認識してるところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。いろんな情報提供もないという中で、なかなかいろいろ伺うのも心苦しいところでもありますけれども、いろいろ確認をさせていただきたいと思いますので、続けさせていただきます。

続きまして、今のこれまでの市の対応はにつきましてですが、当市の市民への説明とか情報提供は当市ではどうされていますでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） これまでの市の対応でございますが、今まで御答弁させていただいていたとおり、国などからの情報提供等もございませんでしたので、市民の皆様に対しましては、市から直接的なBSL4の施設関連についての広報とか情報提供というのは行っておりません。

今後につきましては、こういったところの厚生労働省のホームページとか、国立感染症研究所のホームページ等へのリンクを張るといったようなことでホームページ上での情報提供を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

そもそも東大和に所在する施設ではないということで、なかなか把握するのは難しいというところはあると思いますが、いろいろな情報の把握をするということはもちろんのことではあるんですが、緊急時の体制整備というものをしておくことが非常に私としては肝要かと思っています。

そこでまず、本市としての危機管理マニュアル等の整備の現状というのを伺わせてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今回のこのBSL4の施設等で扱いますエボラ出血熱などの感染症法上の1類及び2類に指定された感染症につきましては、国及び都道府県が対応することとされております。具体的には、国が対応可能な医療機関を指定いたしまして、都道府県が搬送体制の整備と定期的な訓練を行うということとなっております。そのため、私ども市のレベルでございますが、平成27年3月に東大和市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しておりますけれども、このエボラ出血熱等の感染症法で規定する1類及び2類の疾患については対象としていないということでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） エボラ出血熱等は対象としていないということではありますが、レベル4の病原体の輸入なども現実味を帯びてきておりまして、本施設に搬入の際には当市を通過する可能性というのも捨て切れないと思います。そこで、当市も何らかの形で対処すべきではないのかなというふうに考えていますが、そこで、現状のマニュアル等を援用もしくは準用することも検討すべきだというふうに考えていますが、いま一度現状で対処というのは可能なかどうか、改めて伺います。

○総務部長（北田和雄君） 現状のマニュアルでの対処というふうになりますと、現状は2つのマニュアルがあります。一つは防災対策のマニュアル、あと国民保護の関係のマニュアルですね。具体的にこういった生物兵器、生物の災害の場合ですけれども、国民保護計画にはあります。NBC攻撃というふうに位置づけて、核等、生物兵器、それから化学兵器、この3種類に対する対応策はあります。ただ、これはあくまで攻撃を受けた場合の対応というのが前提でマニュアル化されてます。あとは、地域防災計画の中で危険物に対する対応というのがあります。ただ、この中ではこういった危険生物について具体的な対応は記載はされておりませんので、危険物対応のマニュアルを準用して対応するというふうになってくると思います。

以上です。

○6番（大后治雄君） 第一義的に、国や都の対応というのを期待するというのは法的に仕方がないところであるんですけども、そういったような今あるものをとにかく援用なり準用なりするということは私は非常に重要かと思しますので、ぜひそこは進めていただきたいというふうに思います。とにかくもっと主体性を持っていると考えると進んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、次に行きます。ウの他自治体の対応はにつきまして伺いますが、他自治体との連絡体制というのは現状どういうふうになっていますでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 連絡体制ということでございますが、もしエボラ出血熱等の患者が発生した場合には、当市に対しては東京都から連絡が来ることになっております。この場合には、東京都多摩立川保健所に確認したところ、市内でいわゆる疑似症の方が、その疑われるような症例の方が発症した場合には、保健所から市のほうに連絡が来るというようなこととなっております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 基本的にその国や都、それから保健所が対応をするというようなところで、そこから連絡が来るというようなところだろうと思います。例えば病院からも市のほうには連絡があるというようなことなんでしょうかね。保健所からは連絡が来るけれども、病院からは、その保健所が指定した病院からこちらの東大和市のほうに連絡が来るというような体制というのはあるんでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） まず、医療機関の関係でございますが、この周辺の医療機関でのそういった疑似症の患者さんを診るというところはどこもございません。都内では4つの医療機関がそのエボラ等の指定を受け

てるということですので、例えばそれは都立墨東病院であったり、都立荏原病院といった都心のほうの病院になりますので、このほかの近隣の圏域においてもそういった方を診るといふうにはなっておりませんので、そういったところからの医療機関から直接市に連絡が来るといふうにはないといふうに思っております。

以上です。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

ちょっと不安なところはありますよね。そのレベル4の病原体の搬入時、当然東大和だけじゃなくて他自治体も通過をするということになるかと思いますが、その近隣自治体の対応といふうにはどういふうになるのか、おわかりになる範囲で結構でございますので、御説明いただければと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） まず、先ほど市長からも御答弁いただきましたが、市の、当市を含む近隣の自治体の5つの市にこのBSL4施設の稼働等に関する対応等をどうされたかといふうなことを確認いたしました。特に対応は行っていないということと、また今後についても検討する予定はないということでございます。

また、このエボラ出血熱等の検体の輸送経路につきましては公表はされていないということですので、当市を含めたどの自治体を通過するかといふうな把握は難しいといふうに考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 検体の搬入そのものは隠密行動であるといふうなことで、その秘密が全て守られれば特に問題はないのではないかといふうなことですよね。わかりました。ただ、万が一の事態が起こった場合に、最初に対応するのが、考えられるのが警察と消防ということが想定されるんですが、これらの機関にはそういったことに対処できる装備といふのは整備済みなんでしょうか。また、そもそも予定があるのかといふ問題はありますけども、その整備の予定やめどなどといふのは何らかの形で伺っていますでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） まず、その装備の面も含めまして、検体の輸送について東大和警察署に私どものほうで確認をさせていただいたところ、まずパトカーが先導して国立感染症研究所村山庁舎まで厳重な梱包と設備により輸送するため、検体の梱包等が破損するといふうなことは想定していないということでございます。

また、北多摩西部消防署にも確認をさせていただきましたが、消防署のほうも原則として消防署は人命救助を行う役割であるということですので、その車が事故を起こした場合等の救急搬送等はするけれどもみたいなようなお答えをいただいたところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） わかりました。パトカーが先導してくるといふのは結構目立ちますよね。隠密行動ではないといふうな感じだろうと思いますが、あえてそのパトカーが先導して検体が乗っている車が襲われない限りは、基本的には交通事故でも起こさない限り安全であるといふうなイメージなのだろうといふうに思いますが、なかなか、割と悠長なところはあるのかなといふう気はいたしますが、警察のほうもそういったような対応をするということ、また消防のほうも人命救助が第一だといふうことで、何らかのことが起こった場合に人命を救助するのが第一義だといふうことですから、なかなかこの検体に対する対応といふうことではないといふうな感じだろうといふうに思います。

としますと、この何らかのことが起こるといふことは想定していない、つまり想定外であるといふうなこ

となんじゃないのかなと思いますが、今まで想定外ということは起こり得るということは我々も体験済みでありますので、何らかのやっぱり想定外を想定するという非常に難しいことをしなきゃいけないんですけども、できれば想定外のことを想定するというような難しい作業をぜひしていただきたいなど。やっぱり武蔵村山で、しかもかなりこちらの東大和に近いところでありますので、やっぱり何らかのことがあれば近隣の住民の方は不安に思うようなことも出てくるのではないかというふうに思いますので、ぜひそのところは主体性を持って対応いただきたいというふうに思います。

では、続きまして、エの課題と今後の対応はにつきましてお伺いをいたします。

先ほど申し上げましたように、現状、いろいろなマニュアルに基づいて、そのマニュアルを援用もしくは準用しての対処が次善の策ということになるかと思えます。総務部長がおっしゃいましたけど、国民保護法制とか、そういったようなことで、BCN兵器に関する対処であるかというようなことで、生物兵器についても御答弁されましたけれども、できれば、何度も何度も申し上げておりますが、改めて当市でもそういったマニュアルの見直しとか装備の充実というのもここで考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですけども、そういった充実を必要とするということを私は非常に重要だというふうに思っているんですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 確かに想定外ということもあるかと思えます。ただ、こういったこの生物の場合、その原因に対処するには、やはりかなりの装備とそれを扱う訓練なり知識がやはり必要だと思います。ですから、それを市で対応するというのはなかなか難しい問題があるというふうに認識してます。事実上、法的にも国や東京都の役割になってますんで、ただ市に何も役割がないかというのと、必ずしもそうではないというふうに思ってます。それは、そういった事故が発生した場合に、周辺の避難が出てくるかと思うんですね。住民避難をやったり円滑にやって、それから避難所の受け入れを円滑にやっていくというような役割はやはり自治体が担わなければいけないというふうに思っています。このあたりのマニュアルについては、先ほど申しましたとおり、地域の防災計画なりで一応マニュアル化されていますので、そちらのほうで対応はできていくというふうには考えております。

以上です。

○6番（大后治雄君） とにかく、さまざまところとの連絡体制をしっかりとるというようなことが第一義的に重要なのかなというふうに、確かに総務部長がおっしゃるような何でもかんでも市で対応しろというのはなかなか難しいのは間違いなくて、かなり化学的というか、そういったような知識がないとなかなか難しいですし、装備に関してもフル装備全部そろえるというのもなかなか難しいところではありますけれども、こうした事態になったときにはこういうふうな連絡をしっかりとるということがしっかりとマニュアル化されて、それがしっかりと訓練さえできればある程度の対処はできるのかなというふうに思いますので、ぜひそこはしっかりとした連絡体制をとっていただくということと、ぜひその訓練もしっかりとやっていただきたいんだというふうに思います。そういったことがマニュアルにできていれば一番私はいいというふうに思いますが、ぜひそのところも、もうBSL4施設稼働しちゃってますから、ぜひ早急に整えるなり何なりをしていただきたいと思いますが、いろいろと確認をさせていただいて、今回は非常に早々と終わりそうな勢いではありますが、最後に改めまして市長の御所見を伺いたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 冒頭、壇上で市長から答弁をさせていただきました内容と重複する部分があるかと思いますが、この件につきましてはやはり非常に東大和に隣接したところにあるというのが一つの大きな要因

でございます。

そしてあとは、今の御質問にお答えをさせていただく中でもわかってきている内容でございますが、非常に内容、情報がわからないことが多いということがありまして、8月24日付で市長名で武蔵村山市長へ文書によりましてBSL4の施設の運営等の情報提供及び見学や説明会への東大和市民の参加、こちらについても取り計らいを要請をしたというところでございます。やはりどういうものがあって、どういうことになっているのかということが全然わからないと対応の仕方が考えられないと。それから、非常に隣接しているということで、想定外のはずですけど、もし万が一何かあったときに、東大和市民の安全・安心を確保するということが市の責務でございますので、そういった意味で要請をさせていただいたというところでございます。

今後も引き続きBSL4の施設が所在する武蔵村山市と連携を図るとともに、二次保健医療圏域、感染症対策を所管いたします多摩立川保健所、こちらに対して連携、協力を依頼いたしまして情報を共有する中で市民の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市長（尾崎保夫君） 今言ったBSL4関係の施設、感染症の関係につきましては、今副市長答えたとおりでというふうに思います。私自身はいろんなことが考えられるのかなというふうに思いますけれども、安全だとか、絶対に大丈夫なような形で輸送するとか、いろいろと言っておりますけれども、そう言いながらも万が一といった場合はどうするのかとふと考えると、運んでいる病原体とか、感染症のものによって対処の仕方が全然違うんじゃないかなというふうに思いますし、そういうことを考えると、これから先、本当に市民の安全・安心、どう対処していくのかということは考えなきゃいけないかなというふうには思っております。

それで、これはこれで終わりなんですけども、先ほど公会計のことにつきまして小島副市長のほうからお話をさせていただいて、私その後、挙手をさせてもらったんですけども、誰も気がついていただかなくてということなんで、気がついてた方もおいでになりますので、少しお話をさせていただいて、財務諸表、財務書類ということで先ほど来答弁されてますので、これからの課題については大きいかな、たくさんあるかなというふうに思ってますけども、特にこれが連結でできるということと、それから経年変化と、そして他市と同じ基準で完全に組み立てられるとか、見比べられるというのは、要するに大きな成果になっていくかなと。今までと違った数字が見えてくるのかなという意味では期待しているところであります。

書類上はいろいろとありますけども、損益計算書とは言わないんですね。コスト計算書というんでしょうかね、それもいろいろとありますけども、民間企業だと損益計算書といろいろとありますけれども、税務会計上は利益があるけどもキャッシュがないというふうなこともありまして、見る角度から、見る位置、立ち位置によってほとんどないことになるような解釈もできるんじゃないかなというふうに思うんですね。特に民間の会社においては、財務諸表とか、税務上は利益が出るはずなのに、お金がないということで債務不履行、要するに黒字倒産ということも聞かれますので、これもやはり書類をただ見るだけではなくてというふうなこともこれからは必要なんではないかなと思いますし、またそれが可能になっていくのかなというふうなことで、何年か先になりますけども、期待はしているところです。

以上です。

○6番（大后治雄君） 市長、ありがとうございます。

財政のほうのあれにちょっと戻りますけれども、特にこの新公会計に関しては、資産管理と情報公開ということにとっても資するものでありますから、ぜひどんどん進めていっていただきたいというふうに考えています。

市長も財政にはとても明るいというところで、そこら辺は私も非常に期待をしているところでありますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それから、これもBSL4の施設に関しましてですが、市のほうで多くの事務事業がある中で、これをとにかく対処しろというのはちょっと心苦しいところではありますが、やっぱり市民の安心・安全を守るというようなことが市の義務ではありますので、ぜひそこはしっかりと対処いただきたいというふうに思います。

また、この施設は我が国にとってというか、とにかく世界にとって大変重要なものであるということ間違いがないと思いますが、であるからこそ、万が一の備えというのもしっかりとしていく必要があるということも改めて申し添えておきたいと思います。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、大后治雄議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 中野志乃夫君

○議長（関田正民君） 次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

[22番 中野志乃夫君 登壇]

○22番（中野志乃夫君） やまとみどりの中野志乃夫です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番目、家庭ごみ有料化の実績についてであります。

有料前とどのような変化があったのか、また②として今後の課題は。

2番目として、歴史的文化的な視点によるまちづくりをという観点でお伺いします。

①として、東大和市の歴史的文化的特徴をどのように評価しているのか、するのか。

2番目に、東大和市の歴史的文化的個性をまちづくりに生かしているのかどうかということですね。

3番目、これはちょっと具体的な例として取り上げていますけれども、自由民権運動と五日市憲法を生かしたまちづくりについてはどうであるのか。

また④として、南街の歴史と戦災変電所を生かしたまちづくりについてはどうなのかということであります。

本日、他の議員が同様の質問をされておりますけれども、多少重複は避けて再質問はしたいと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

[22番 中野志乃夫君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、家庭廃棄物有料化の実績についてであります。有料化を実施いたしました可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチックの有料化後の6カ月間の状況であります。前年度と比べ可燃ごみが約876トン、11.3%の減、不燃ごみが約252トン、48.7%の減、容器包装プラスチックが約10トン、2.3%の減量で、合計で約1,138トン、13%の減量となっております。

次に、今後の課題についてであります。平成26年10月の制度導入以来、おおむね順調に運用できていると考えております。課題といたしましては、廃棄物の減量効果を持続させることと考えております。今後につきましては、廃棄物の排出量に注視し、さらなる減量のための施策を検討するとともに、廃棄物の減量効果等の周知を通じて、市民の皆様の廃棄物減量に対する意識啓発に努めてまいります。

次に、歴史的文化的な視点によるまちづくりについてであります。市の北部に位置する多摩湖と南部にあります旧日立航空機株式会社変電所が当市における特徴といえるものと考えております。

なお、詳細につきましては教育委員会から説明をお願いいたします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、東大和市の歴史的文化的特徴の評価につきまして御説明を申し上げます。

市長答弁にもございましたように、行事等で訪れる方に当市の印象をお伺いしますと、多くの方々から多摩湖を含む狭山丘陵一帯の豊かな自然と戦災建造物である旧日立航空機株式会社変電所のお話が出てまいります。このことは、これまで長年にわたって当市が実施をしてきた狭山丘陵の保全や旧日立航空機株式会社変電所の保存活動が市民はもとより市外の方々の多くからも高く評価していただいている結果であると認識をしております。

次に、東大和市が持つ歴史的文化的な個性をまちづくりに生かすことにつきまして御説明をいたします。

新東京百景の一つであり、ダム湖百選にも選ばれている多摩湖につきましては、日本で初めて女子だけのフルマラソン大会が開催された場所でもあり、市では現在このコースの一部を利用して多摩湖駅伝大会を開催しています。前身の狭山湖駅伝大会も含めれば半世紀以上続く伝統ある大会で、ここ数年、関東一円から400チーム以上の参加がある人気のある大会となっております。

また、都立南公園の一角に佇む旧日立航空機株式会社変電所につきましては、昭和20年の3回の空襲で軍事工場のほとんどの建物が破壊された中で奇跡的に爆弾の直撃を免れた建物で、外壁面の無数の銃撃痕が戦争の悲惨さ、平和のとうとさを物語っている市の重要な文化財であります。昨年度は建物内部を平和市民のつどいなど16回にわたって公開するとともに、小学校6年生の社会科の教科書でも取り上げられているなど、平和のシンボリックな存在として価値も高まっております。

こうした当市の持つ特徴をさまざまな形でアピールすることがまちづくりにつながっていると考えております。

次に、自由民権運動と五日市憲法を生かしたまちづくりについてであります。明治時代の自由民権運動期に生み出された五日市憲法の草案は、基本的人権の尊重や法の下での平等といった近代的な原理をうたった私擬憲法の一つであります。昭和43年に当時の五日市町の深澤家の土蔵の中から発見されたこの憲法草案は、起草者の千葉卓三郎によって明治14年の春から夏にかけて書き上げられたと言われておりますが、この時期に千葉氏は当時の奈良橋村に住んでいた史実が明らかになってまいりました。また、当市は三多摩で最初に民権学習結社が誕生した土地でもあることから、こうした明治期の郷土の歴史をさらに研究し、広く市民に伝えていくことも大変重要なことであると認識をしております。

次に、南街の歴史と戦災変電所を生かしたまちづくりについてであります。昭和13年にドイツのジードリングという考え方を基本に、都市郊外の広大な土地に生産工場とそこで働く人々の福祉のことも考えた工業都市を建設するという理念に基づいて、現在南街・桜が丘地区に東京瓦斯電気工業株式会社立川工場の建設が始まりました。工場は翌年、日立航空機株式会社と名称を変えましたが、南街地域には従業員宿舎や青年学校、映画館や診療所などが次々と整備され、最大で約1万4,000人の従業員が働く一大工場へと発展をいたしました。

昭和20年に工場を襲った3度の空襲で工場は壊滅状態となり、現在では当時の面影を旧日立航空機株式会社変電所と当時従業員宿舎であった四間長屋の一部にしか見ることができなくなりました。しかしながら、南街地域に整備された碁盤の目のような道路網を見てもおわかりになるとおり、理想的な工業地域の建設を目指し

た過去の歴史と戦争の悲惨さを後世に伝える変電所を地域の特性と捉え、これからのまちづくりに生かすことも大切であると認識をしております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） それでは、再質問させていただきます。

まず、家庭ごみの有料化に関してなんですが、可燃ごみ、あと不燃ごみに関しても相当な量が減量化されたこと、半年間の実績ということでもありますけれども、そう報告がありました。

ただ、容器包装プラスチックも減量はされてますけれども、余り差はないんですけれども、この辺はなぜこういう状況かという認識はどうでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 容器包装プラスチックの減量の効果という部分の認識でございますけれども、御質問者もおわかりかと思いますが、容器包装プラスチックにつきましては大変軽いものでございまして、そういったことから、重さ的などころでは、先ほど市長のほうから御答弁いただきましたけれども、量的にはそれなりの量があるのかなというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） この容器包装プラスチックに関して、私も大変気になってるのは、当然ながら三市共同の問題も、廃プラ施設の問題もありますから、とりわけ関心は持ってるんですけども、確かに極めて軽いもの、いってみれば、これを運ぶのも空気を運ぶようなもんだというのはもともとから言われてることですけども、ただ実際として、この2.3トンですか、減量されたというのが本当にかさとしてというか、的には大分違うものなのか、それとも実際はそれほど変化がないのか、ちょっと大変気になるところです。

私としては、本来ならこの扱い自身も、本来ちょっとでも汚れてれば可燃ごみに回していいという形の記載もされてると思うんですけども、実際に、大変以前から気になってますけれども、この容器包装プラスチックのごみの内情、実情については、実際どういうものが出されてるか。つまり、極めて汚れたものも実際入っちゃってるのかとか、実際どういう扱いのものが実際出されてるか、そういったことを調査したことはあるでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 具体的な容器包装プラスチックの組成の状況ということでの実施というのはないわけですが、ただ中間処理等を現在は委託してる関係がございますので、私どもも定期的に中間処理の過程を見ているわけですが、そういった中でいきますと、やはりお菓子の袋、あぁいったやわらかいプラスチック系のもの、そういったものが一番多いというふうには感じてます。また、昨年ごみの出し方を昨年8月から変えた際にも、やはり一番わかりやすいところで私たちも御説明をしたいというのがございましたもので、そういったフィルム系のもの、そういったところからの説明をさせていただくとともに、先ほどお話がありました汚れているというところにつきましては、昨年改めて印刷し直しました分別ガイド、そちらのほうでも汚れているものは可燃ごみということで、赤く、少し大き目な字で表記をさせていただいている、そういったところでございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） そもそも、容器包装プラスチックに関して、この間私も議場で何度か質問をさせていただいている折にも言っておりますけれども、今現状でいえばペットボトルがある面一番の優等生だし、それは別に回収してますから、それは確かに回収されて再利用されてる、実際はペットボトルじゃないものが大半ですけども、そういう実態があります。

そして、一方でじゃ容器包装プラスチックですね、前の話で済みませんが、繰り返して言いますけども、プラスチックをつくっている業界自身がほとんど分別しても意味がない、再利用できないと。個別に何十種類ものを本当に一つ一つ集めない限り再利用もできないということは何度も専門家が言ってます。

その意味では、ある面、ちょっともうこれは今制度上しょうがなくてやってるようなもんじゃないかと思ってるんですけども、いってみればそういうものですから、ちょっとでも汚れてればやはり燃やしていいんだと、やはりそういうふうなことはもっともっとPRすべきではないかと思うんですけど、いまだ私もいろいろ身近な人に聞いても、もう一生懸命洗ってるんですよね。トレーなんかもそうです、いろんなものを本当に洗って出して、乾かして、これで出すと再利用されるでしょうと。これは本当に大きな誤解であります。大変無駄なことをしている。その水道料金は本当もったいないですよと言いたいぐらいのことをやってますから、これは改めてよりそのことは強調して、本来だったら可燃ごみに出していいですということをもっと強調すべきではないかと思いますが、実際そういった実態についてはどうでしょうか。担当課としてはそういう把握をされてるでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 昨年から出し方等を変える際に、かなり住民説明会、また地域、自治会等介した中での説明ということで私どももかなりお邪魔しました。そういったことの地道な積み重ねということ、やはり必要だというふうに感じてるところでございまして、今議員からお話がありましたように、やはり容器包装リサイクル法に乗せるものというところでは、やはり飲食系のものであるのはかなり多いと思います。したがって、そういった汚れのあるものについては確かに必要以上に水を使うとか、そういったところでの資源を無駄にするというのはやはり矛盾等もあるかと思っておりますので、そこにつきまちは引き続き丁寧な形でタイミングもまたあわせて見た中で、可燃ごみとの使い分けを私どもが周知に努めていきたい、そのように思っております。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） ぜひともその辺のそういう姿勢で、法制度のもとで全部これは集めませんということとは言えないんですけども、私からすれば基本的には可燃ごみで本当だったら燃やすべきぐらいの対象物です。あと担当がいろいろペットボトルにしても、各市内の、いってみれば販売している場所、イトーヨーカドーとか、具体的な名前を挙げてもあれですけども、幾つかのそういった商店、そういったところでもペットボトルを回収している、またポイントもつくとか、積極的にPRしていただいていることは大変歓迎したいと思います。つまり、あのことよってやはり積極的に、単にステーションに出すというんじゃなくて、本来のあるべきメーカーに持って行って、メーカーでなく、いってみればスーパーストアですね、スーパーマーケットとかそういったところの回収に持っていくことによっていろいろポイントがつくから、より積極的にやることによって大変に減量になっていると私は思ってます。ですから、そういうPRはより積極的にやっていただいて、とにかく、本来であれば行政が手をかけなくていいものはやはり民間にお任せする、そういった姿勢で減量化に努めていただきたいと思います。

この点に関しては以上であります。

では続いて、歴史的文化的な視点によるまちづくりという点から、そっちの問題に移らせていただきます。

答弁にありましたように、東大和市の歴史的文化的な特徴をどのように評価するかという観点に関していえば、確かに貯水池、多摩湖に関連して、あと今の戦災変電所に関してというのは大変そのとおりだと思います。

それで、一応この中で、教育委員会など、この間どういう評価をされているかちょっと改めて伺いたいので

すが、東大和市には当然ながらさまざまな文化財があると。神社、仏閣も含めて歴史的な価値のあるそういったものが多数あります。当然ながら、東大和市も文化財保護条例に基づいているんな指定をされてます。中には豊鹿島神社などのように都の文化財指定をされているというものもありますけれども、やはりそういった中で、その価値が、それぞれ当然、そのもの自体、文化財にされている以上は高い評価されていていいような価値があると当然思ってます。

ただ、そのことがじゃ日本国内全体から見てどうなのか、それこそ世界的に見てどうなのかといった観点からいうと、確かに限定されてしまうんじゃないかというのは当然そうなんですけども、この間、いろいろ東大和市の特徴を打ち出そうということで、観光のことも含めて当市がいろいろ取り組んできてる中で、市の文化財云々ということで、これこそがやはり価値があるんじゃないかと、そういった論議というほどのぐらいされてるのか。その中で、確かに調べている中で、女子マラソンの発祥の地が多摩湖であったということも例は出たと思うんですけども、そういった論議の中で、まず市の中でどういう検討がされて、本来はこれが東大和市で大変際立って特徴のある文化財じゃないか、まちづくりにも生かせるんじゃないかということの論議はされていると思うんですけども、その辺でどういうものが候補に挙がってきたのか、その辺はどうなんでしょうか、教えていただきたいんですけども。

○社会教育課長（村上敏彰君） ただいまの質問の中で、市の文化財に指定した中での際立ったものとか、どれが秀逸しているとか、そういうことの御質疑でございますけども、文化財に関しましては、教育委員会から文化財専門委員会議のほうに諮問をして、その文化財専門委員会議の中の御意見を伺う中で教育委員会がその答申を受けて指定をするという形をとってございます。したがって、文化財そのものの価値に当市の中で今まで優劣をつけているという実態はございません。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） ちょっと今質問の仕方が悪かったと思うんですけど、優劣というんじゃなくて、本来ならまちづくりに生かすためにどういう論議をして、例えば観光に生かすためにそういったものを、どういふものを取り上げるべきかとか、そういう論議はどこかでしているかと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○市長（尾崎保夫君） 教育委員会のほうでどういう議論というか、しているかちょっとよくわかりませんが、ただ少なくとも東大和の文化的というか、歴史的特徴ということで、近代に入ってからという、縄文の時代からということですけども、そのころは現在までということはないんで、特に近代に入ってから、明治とかそういう時代に入ってからということ、明治、大正、そういう時代からこの東大和そのものの大きな変化が特徴づけているんじゃないかなというふうには思っています。

まず、大正の時期においては村山貯水池ができたということで、本来あそこが東大和の本村と言われる場所であったというふうに理解しています。貯水池のエリアと、それから今の狭山丘陵、それから南側、少々部分ですね、旧青梅街道とか、そういうところの部分本来の東大和の市の域という形、市域ということになったのかなというふうに思いますけども、ただ大正のその時期に村山貯水池ができるということによって、一番豊かであったその貯水池の区域がなくなり、それが南側とか、あるいは所沢側に移っていったというふうな、そこに大きな変化があったかなというふうには思っています。

そういった意味で、あそこには水田が結構あったんですけども、こちら側に移ってきた方々は残念ながら水田というのは規模の大きなものではできずに、非常に経済的には厳しい状況になったかなというふうに思ってい

ます。現在でいう財政再建団体に近いような経済更生特別地区とか、何かちょっと忘れましたが、そんなふうな地域に指定されて、非常に苦しかった時代だったという。

また、そういう時代を過ぎて東京瓦斯が来たんだというふうなこと、これも大きな変化ですね。特に、先ほど言ったように、北側から、今言った南側、狭山丘陵の南側に出て移ったということが大きな変化と。それで次の変化というのは、何もなかった南側に、先ほど答弁にありましたドイツの何とかと、昭和13年にできた、あの考え方で工場、まちそのものが何もなかったところにいきなりできたという大きな変化、要するに南と北の間は畑がまだ残った、そういう状況、これもほかにはなかなかないような東大和の特徴であるかなというふうに思っています。

それから次がバブルの時代というか、住宅が非常に急激にふえた、集合住宅等含めて急激にふえた時代があったのかなと。これも一つの東大和を特徴づけるものかなというふうには思っています。

そして最後に工業地域から、先ほど言った瓦斯田の工業地域から今のような住宅地というような、あるいはマンションが建って、そのような形に大きく変化をしてきたのかなというふうには思っています。

そういうことを考えますと、先ほど私が答弁で申し上げました東大和の歴史的な特徴というのはどこにあるかという、やはり貯水池、そして変電所があるのではないかなというふうに思っています。変電所も歴史的な位置づけを考えて、先ほど説明したような形の中で変電所を捉えると大きな意味のある、歴史的な意味のあるものだというふうに思ってますし、また、平和というか、戦争というか、そういうふうなところから捉えると、これもまたそういうふうな面から見て非常に大切な、これは前回の質問者にもお話をさせていただきましたけども、日本にも、東京には当然ない、そのような大切な文化財というか戦災建造物だろうというふうには思っています。

ですから、歴史的な捉え方である東大和の形成されてきた大きな意義、南側には大きな工場やまちができたということ、そこに中心的にあった工場の変電所がいまだに残っているということの意味、それからまた平和であるという意味でも、変電所がまだあるという、そういう意味で東大和の特徴を捉えているのかなということで、先ほどの答弁で貯水池と南の変電所というふうに申し上げたわけですけど、それらを基本にして、今後どう歴史の中でそれを結びつけながら東大和の特徴をつなげていけるかということ、これはこれからいろいろと考えてやっていかなきゃいけないんだろうなというふうに思いますけども、文化的な特徴も含めて、先ほどは大正ということでしたけど、その前の江戸とか、そういう昔の時代からの流れはたくさんありますので、それらのものと今言った近代に入ってから大きな特徴をくっつけながら東大和をどうつくっていくかということが大切な考え方として基本に持っていくべきだろうなというふうに思いますし、またそういうふうな考え方を持つことによって東大和を誇れるまちにしていこうということで頑張っているのかなというふうに思っています。これからもそんな形でしっかりと進めていきたいと思っています。

以上です。

- 22番（中野志乃夫君） 今市長さんがおっしゃったとおり、確かに貯水池ができる、できたことによって東大和のまちが大きくというか、当時は大和村ですね、もう合併してましたから、大和村が大きく変化したと。過去のいろいろ歴史の市史を読んでみても明らかですけども、一貫して東大和のこの地域というのは豊かな土地ではなかったのが、本当にまさしく貧しい村が、そこで皆さん一生懸命働いて頑張っていたところにそういった大きな変化があったと。

確かに私も貯水池の存在は大きいと思っておりますが、ただ歴史的にああいう人造湖ができるということで、

貯水池が日本で初めてだったらいいんですけども、そうじゃない、いろいろほかにも似たような例が幾らでもあって、その辺の価値的にはどうかなどは思っています、歴史的な意味です。

ただ、私が今回、次にちょっと関連して質問するのは、やっぱりちょっと今少ししか出ませんが、江戸時代末期から明治にかけて、とりわけ明治ですけども、江戸時代末期からというのは里正日誌とか、大変貴重なものが残ってますから、これも大変評価が高いものでありますから、それは大事にすべきだと思いますけど、同時にやっぱり自由民権期の動きもやはり大事ではないかと思っています。

つまり、この間、私もどうしても強調したいのは、五日市憲法自身が本当に、それまで、変な話ですけど、私が小中高学んできたときには当然載ってない事例です。つまり、最近になって、昭和40年代ですか、今専修大学の教授になっている新井さんが色川ゼミの実習生として五日市の深澤家へ調査に入ったときに偶然見つけた、それが発見ですから、当然新しくこういう事実が発掘された、見つかって、それが内容が大変すばらしいものだから大変評価されて、自由民権期にできた私擬憲法の中でも特筆すべき内容だということが明らかになったわけです。しかも、それがまだ実際は調べてる最中、過程でもあるわけです。つまり、千葉卓三郎がどういう経路で仙台のほうから東京に渡ってきて、それでいろんな変遷を経て五日市に渡り、東大和、当時の奈良橋村との交流を図ったかということが、いってみれば一通りのことはわかっている途上ですけども、まだまだもしかしていろんな文献によっていろんなことがわかる可能性もある状態なんですね。

ですから、とりわけ五日市憲法が、せんだっても私も一般質問で言わせていただきましたけど、美智子皇后が特筆すべき世界に誇れる文化遺産じゃないかと言ったとおり、それぐらいのものが残っている、そういうものがあつた。しかもその千葉卓三郎が五日市憲法そのものを書いたのはどうも奈良橋の鎌田家であると。鎌田家に在留中に五日市憲法の草案を書き上げたのがほぼ間違いのないんじゃないかと今言われてる段階です。ですから、これももう少しいろんな資料を集めて確定されるんじゃないかと思いますが、そう考えたときに、当時の大和村、今の東大和と五日市、大変深いつながりがあつたと。しかも、そこにそれほどの特筆すべきものが実際は東大和の中で書かれてたということがほぼ明確になってきてますから、このことも大変重要な市の遺産だと思うんです。

たまたま私、鎌田家のいろいろほかの調査といいますか、五日市に行ったときに、五日市の老舗のおそば屋さんの方とお話ししたら、今でも鎌田家とは交流していると。実際、五日市、今ちょっとあきる野市に変わってしまいましたが、五日市のまちの近代化をつくった五日市の父と言われる方が、岸忠左衛門さんという方がいらっしゃいます。その岸さんというのは、実は奈良橋の鎌田家の三男の方でした。しかもその鎌田家の三男、その次男の方は千葉卓三郎にずっと付き添って、千葉卓三郎の結核を受けちゃって感染してその方も亡くなってという、そこまで密接な関係がある方なんですね。その形で実際に、民間レベルといたら変ですけども、市民レベルでは今でも奈良橋の鎌田家と五日市のそういった岸家と、そういった方たちの交流があつて深いつながりがある。そのことは意外と知られてない、肝心の東大和の市民の方も知らない、大変残念なことだと思っています。

つまりそういったこともやはりもっともっと調査研究して市の中に生かすべきじゃないかと、そう思うんですけども、ちょっと具体的な自由民権と五日市憲法という話になってますけども、その辺でやはり教育委員会でもその辺の調査、研究とか、今後どう進めていくおつもり、検討しているのか、また、前にも言いましたが、やはり東大和市に来たときに、うちにはこういう歴史的なものがありますよという紹介するパンフレットというのがなかなかないんですね、現状では。後で質問させていただきます戦災変電所もそうです。こうい

うものがあるんですよとぱっと渡して理解してもらおうようないい材料がまだない。今言った東大和は自由民権運動も盛んであったし、結構それはそちの研究者ではすごい知られた事実なんですけども、なかなかそれを紹介するものがないと。その辺をやはりもう、前にも質問しましたけども、そういったものをつくっていい時期ではないかと思うんですけども、そういった論議はどうなってるんでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 先ほど議員のほうからただいまお話のありました千葉卓三郎の件でございますけれども、ことしの6月に公民館のほうで専修大学の新井先生にお越しいただいて、五日市憲法草案の現代的意義と起草者千葉の東大和滞在の謎に迫るといような講演会をしていただいて、私もその内容を聞いていろんなことを教えていただいたわけでございます。

議員の言われた自由民権運動にしても、それから岸忠左衛門氏のことにつきましても、東大和市史の中には記載がございますが、議員の言われたような冊子、パンフレットのようなものはございません。その市史を抜き出して冊子のようなものにするというのも、ボリューム的にもどうなのかというのもございますし、まだまだ調査、研究が必要だというふうには認識してございます。

今後も博物館の中でまた冊子、どういうものがあるのかとか、どういう方法ができるのかというのについては、また職員と話をしながら調査、研究について進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○市長（尾崎保夫君） いろいろとお話を聞かせていただいて私も、まずその東大和の大和ということですけども、貧乏な市が集まってということで、当時、学校、尋常小学校になるんですかね昔でいうと、そういうふうなものをつくらなきゃいけないという形になったときに、財政的な事情で高木村ほか5カ村が一つになって、今の高木神社のところにある明楽寺というのがある、そこに役場ができたというふうな話なんで、昔から余りそういった意味では豊かではなかったのかなというふうには思っておりますけど、ただ少なくともそういう時代でありながらも、先ほど自由民権運動という話がありましたけども、先駆的な方々が非常に大勢いたというふうなことはいろんな史実としてあるのかなというふうには思っています。

先ほど新井先生の五日市憲法のお話、私も聞かせてもらったんですけども、もしかしたらどこから東大和で原案をつくったのではないかという思いがありまして楽しみに聞いたんですけども、というのも、もともと自由民権運動というのは貯水池の前のあそこに衆楽寺ですか……お寺があった、そこに集まったのが最初の自由民権運動というか、そういう人たちが集まった会が、衆楽会というのができたというのが最初だというふうなお話も聞いてますので、そういう意味では可能性があるかなと思いましたが、新井先生のお話は、最後は、どうも卓三郎さんは大分女性にもてたらしくて、3カ月か4カ月ぐらい東大和に逃避してきたのではないかというふうな話もされまして、非常にびっくりしたというところがあるんですけども、そういう中でも、これから、先ほど言いましたように、鎌田家と、それから五日市の関係は深いものがあるということなんで、これからいろんなものが出てくるのではないかと大いに期待はしているところですけども、時間はかかるのかなというふうには思いますけども、諦めずにこつこつとというところかなというふうには思っています。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時50分 休憩

---

午後 3時59分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○22番（中野志乃夫君） 市長さんからの答弁ありがとうございます。

加えて、自由民権期のことであると、たまたま町田には自由民権資料館というものがあります。これは全国的にも珍しい、自由民権運動を中心に資料を集めている、どっちかというところ研究所みたいな場所ですけれども、そちらに伺ったときにも、もともとは自由民権運動が盛んだった多摩地域の中でも、町田とか、町田自身がそうやって自由民権資料館をつくるまで大変有名な、活発な地域であったわけですが、当然町田を中心につくられていた研究会が最初のそういう学習会であったと。それまでは言われてたのが、最近の研究で実は大和のほうが実はほんの少し早かったということもわかってきた。つまり、東大和、当時の大和村といいますが、大和村の前の各分かれてる時代の話ですけれども、例えば高木村、奈良橋村、蔵敷村、芋窪ですね、それぞれにいろいろ自由民権の活発な活動家の方たちがいらっちゃって、そこで既にいわゆる新聞を購読してさまざまに政治的ないろいろ意見を表明して学習会を行ってたと。その中で、千葉卓三郎も、たしか高木村での円乗院での集会などにも参加して云々という記述があったと思います。そういうところで活発に活動して、変な話ですけども、自由民権運動の町田の資料館の方のほうが東大和のことに大変詳しくて、いろいろ、あそこの何々家は今どう活動されてますかと、逆に聞かれてしまいましたけども、つまり、そういう研究者の間では大和はそれだけそういった自由民権運動も盛んで、政治的意識の高かった地域であるというふうに言われています。

先ほども述べましたけれども、その前には里正日誌というようにいろいろその当時の江戸中期から幕末にかけて、明治の初年までかけたそういった記録も残ってて、そこでいろんな出来事があったということも載ってて、それもそれでまた貴重なものですから、私はそれはそれで一つ大変自由民権、五日市憲法含めて、いろんな意味で東大和はそういうものの紹介をするパンフレットをつくっていいんじゃないかと、そんなふうにも思っております。

それはまず、とりあえずそういうことで今後ぜひとも博物館では検討していただきたいということでありませう。

それで、次の南街の歴史と戦災変電所に関してに移ります。

このことに関しては、きょうの他の質問者のところでも市長自身が大変熱のこもった意見表明をされておりますので、引き続きぜひ頑張ってもらいたいし、その観点から質問させていただきます。

まず、戦災変電所と南街の歴史に関してですけども、当初、私も市長さんがみずから考案した変電所を載せた名刺ですか、そこに西の原爆ドーム、東の変電所という命名をしていろいろ皆さんに変電所を紹介されてる、大変すばらしいことだと思いますし、それを受けて市としてもその名刺の原案を今販売しているところでありませう。

私も大変いいことだと思っておりますけど、ただせんだって、広島原爆ドームにいろいろ視察に行って、保存をどうしたらいいかということでもちょっと行かせていただいたんですけども、そのときに、やはり広島原爆ドームは世界遺産ですね。こっちは東大和の指定文化財です。世界遺産と同等に扱ったこういう名刺を出していいのかと大変躊躇しました。ただ、せっかくですから原爆ドームの担当の方に、課長にもお渡しして、大変僭越ですけども、こういう名刺を配って、東大和市もそういった戦災変電所がありますという話をさせていただきました。担当の課長さんは、正直こういう名刺が配られているということは知りませんでした。ただ、それをいい、悪いとは言えないという形で、うちとしては、済みませんが、こういうことでうちの市もこ

ういう貴重な戦災建造物をPRして平和の運動を繰り広げたいということと言ったところ、それはもうだめとは言わないし、いいとも言わないけど、黙認はします、どうぞお使いくださいということを書いてくれました。

それはそれでありがたかったんですけども、あわせて、うちの市の戦災変電所の資料も幾つか持って行って、ぜひこういうものがあることを知ってほしいということを書いてきました。残念ながら、直接そういったことの交流が、いってみればこれからのことですから、いろいろぜひ市としても広島市とさまざまな交流を続けていってほしいと思ってます。

私として言いたいのは、その時点ではそう思っていました、おこがましいのかなと思ってたんですけど、せんだって、博物館が主催した講演会がありました。8月9日に、日本の戦争遺跡の調査・研究と保存ということで、旧日立航空機変電所を中心としてと。十菱さんという山梨学院大学の客員教授の方がその講演者であったわけです。これはいろいろ市長さんも含めて、ほかの方もお話は聞きに行ったかと思うんですけども、その中で、この方は戦災のそういった建造物や戦争遺跡のネットワークの代表もされてる方ですけども、その方が言うには、東大和市の戦災建造物は、そういう学会、またそういうネットワークの中で大変高く評価されていると。いろんな席上で東大和をやはり見本にしようと、そういうことをまさに当事者の方が言ってくださって、私が思ってる以上にすごい評価されてる、変な話ですけど、改めて認識しました。

その辺、たしか市長さんも講演会を聞いてたんじゃないかと思うんですけども、その辺の聞いた感想というのはどうでしょうか、お聞きしたいんですけども。

○社会教育課長（村上敏彰君） 先日の戦後70周年関連行事で、議員さんがおっしゃいましたように、日本の戦争遺跡の調査・研究と保存という講演会を、十菱先生のお話をお伺いいたしました。先生は考古学の中でも戦争遺跡という研究、新しい研究ですよ、この新しい研究分野の中での第一人者という方でございまして、先生のお話の中にも、西のドーム、東の変電所というお言葉が何回も登場してまいりました。また、先生は東大和市の取り組みにつきましても、今申し上げましたように、まだ戦争遺跡の研究が新しい中で、既に20年も前から外壁にある弾痕を残した旧日立航空機株式会社変電所の保存の取り組み、こちらにつきましても先進事例として高く評価されておりました。

先日、新聞報道では、旧中島飛行機株式会社があった武蔵野中央公園の拡幅工事にあわせて、外壁に弾痕はありませんでしたけども、そこにも変電所があったわけですが、そちらが取り壊されるというニュースも御紹介されて、大変悲しい思いをしたと、このようなことをおっしゃってましたので、あそこの建物はやはり戦争遺跡という形でいけば、先生がおっしゃるには、やはり東の変電所だというふうなことをおっしゃってましたので、私どももそのような認識をしてございます。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） 課長も講演聞いていらっやっや、全く私もそのとおり、感じました。

ちなみに、本当に興味深いのは、十菱先生もおっしゃってましたけども、武蔵野市、当然中島飛行機ですね、一番アメリカが目の敵にして、最も早く日本の空襲を行ったのが中島飛行機です。それだけ徹底的に爆撃されて破壊された、その中島飛行機の中にやはり偶然変電所だけは残っていた。ただ、その変電所は多少修復されていましてから、外見的にはそういう被弾、爆撃された後が残ってなかった。内部にはちょっとそういうのは後で見つかったらしいんですけども、そのときに東京都の、東大和の変電所と同じ立場です、つまり、民間のそういった使っていた企業のものが、もう企業がなくなって払い下げられて、たまたま都立公園の中に残っていた。じゃそれをどうするか。生かすのか、つぶすのかといったときに、東京都の言い分は、その武蔵野市

の保存する会の人たちはぜひ残してほしいと訴えてるんですけども、こういう変電所は東大和市さんに弾痕の残った貴重なものがあるから、だからこっちはつぶさせてもらおうという大変皮肉なことを言っていたということでもあります。つまりそういう理由に逆にされてしまったぐらい、東大和にはそういった貴重なものが残っていると。だから、武蔵野市さん、この中島飛行機の変電所として価値があるかもしれないけど、今の時点では価値がないみたいな評価をされてしまったということをも菱先生も大変残念がってました。

逆に言うと、今課長がおっしゃったとおり、今この変電所についての調査、研究というのが本当にまだ始まったばかり、つまりその意味は、それまでも20年前にあの変電所を残す、保存する運動のときにも、東京都は最初、そんな価値はない、全く必要ないということで、都立南公園の中に残す姿勢は全くなかったんです。けれども、それこそ今の市長のお父さん、尾崎清太郎さん初め、そういった方々が積極的に保存運動に乗り出して、東京都に働きかけて、ぜひこういうものは貴重だから残していこうということで動きを始めて、最終的にはいろんな紆余曲折あった上に保存されました。そのときの東京都の言い分は、こういう建物の価値というのは、保存する文化財としての価値というのは、基本的には新し過ぎて価値はないと。そういう建物、建造物で対象になるのはせいぜい明治から大正の初期ぐらいだという話を当時はしてたんです。確かにそうなんです。当時の国はそういう姿勢でした。国の文化財はそういう姿勢の形で、価値のないもの、それは新し過ぎるという形、当時はそういう言い方でした。

ただ、それが大きく今変わっているんですね。そのことをまず担当のほうもどの程度御存じかどうかなんですけれども、ちょっとここには季刊考古学という、別冊23というものがあって、アジアの戦争遺跡と活用という本が最近出されています。いわゆる考古学学会の専門誌です。その中で、一連の動きで興味深いことを言っています。

この一つの論文の中に、2013年1月25日付で文化庁文化財部記念物課から近代遺跡の保護に関する取り組みについて周知という、括弧ですけれども、が各都道府県教育委員会文化財行政主管課宛てに出されたという。その中で、近代の遺跡について、近世までの時代の遺跡に比べて保護が十分に進められておらず、その保護を一層進めることが重要であると。さらに、近代遺跡の指定や登録に向けては調査、研究を進めていただくことが適切であるとしたという、そういう通達を出してあるんですね。これは御存じでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 今議員から御指摘のありました通達につきましては直接は見ておりませんが、東京都におきましては、平成24年度から5年間をかけた国庫補助金を活用いたしまして東京都近代化遺産の総合調査を実施している最中でございます。これは、議員さんがおっしゃいましたように、江戸末期から東京オリンピックまでの建築物について調査を加えるということで、旧日立航空機変電所株式会社につきましても、第一次調査の書類調査及び第二次調査の現地調査につきましては実施をいたしました。

東京都では、現在その二次調査を実施した250件の中から100件に絞るという作業をしているところであります。その調査結果は来年度平成28年度中に調査結果が出るということでございますので、市といたしましてもその調査結果につきましては注視をしてみたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） まさに東京都もそういう取り組みを始めたというのは、まさに国が姿勢を変えたあかしだと思っています。これが大変興味深いんですけども、実は原爆ドームと密接に重なり合っているとされています。つまり、原爆ドームは世界遺産になりました。けれども、原爆ドームはもともと国の文化財登録はされていませんでした。つまり、原爆ドームそのものがやはり近代の建物、実際はあの建物は広島県の産業振興館、

ヤン・レッツェルですか、有名な建築家が建てた建物ですけれども、大正の時代に建てられた建物であって、原爆で被災を受けたとしても、国はそれを文化財として認めてなかったんですね、位置づけしてなかった。ところが、ユネスコが、世界、国際的な、国連に基づくユネスコが文化財指定をしたいという打診をした途端、国は慌てて登録したんですね。つまり、世界遺産になるためにはその国の文化財指定を受けていなければならないという規定がありますから、国は慌てて文化財登録をしました。そのことによって原爆ドームは世界遺産になりました。

実は、その指定したときの年が、東大和市が変電所を市の文化財指定した年と同じ年です。たしか、どちらが先だったかちょっと私も覚えてないんですけども、原爆ドームが先に指定されたのか、もしかしてうちのほうの戦災変電所をうちの市が文化財指定したのか、どちらが先だったかちょっと忘れちゃったけども、でも同じ年に実は文化財として認知されました。それは全国的に見ても極めて早い事例です。私が聞いてるところでは、たしか沖縄県で文化財登録されてるものがやはり戦災建造物でありまして、それに次いでか、あと大分県宇佐市にある掩体壕が文化財指定されたかどうか、その辺に次いで2番か3番目ぐらいの早い時期に、当時の東大和市の文化財専門委員会の方たちも本当に先見の明があったと思います。早速市として文化財指定をしているわけです。つまりそれだけ、実はそういう経過の中で、つまりある面ユネスコがそういう動き出したことがきっかけになって実はそういったものが今登録され始めてます。御存じのように、最近、近代の遺産、いろいろ産業遺産とかいうものがどんどん世界遺産になってますけども、そういう流れの一環です。

それで、大変興味深いんですけども、同時に今ユネスコが言ってるのは、ここにちょっと一文があるんですけども、ちょっとこれはある案内文書の一文を読ませていただきますけども、21世紀を迎え、ユネスコは対立や争いを創造的な対話によって解決していこうとする価値観を平和の文化と定義しましたと。これを受けて国連は、2000年を平和の文化国際年と宣言し、ユネスコ平和の文化局長のアダムスさんという方がピースツーリズムを平和産業にと提唱しましたということがこの一文に載っています。つまり、ピースツーリズムは平和の観光といいますか、平和に向けた観光をやはり平和産業にしていこうということまで、ユネスコ、国連が提唱しています。

ちょうど今そういう時期に当たってきて、今ここで俄然日本全国各地でも、そういった戦災建造物が戦争遺跡と言われているようなそういったものを生かしたまちづくりを始めてます。ある面、東大和市はたまたま単体としての変電所を残してますから、それは大変すぐれてるんですけども、ただほかの地域では既にそういった意識のもと、まちづくりの一環としてそういった戦争遺跡、そういったものを位置づけようという動きを幾つかの事例でやっています。その点で、東大和市もそういった視点からまちづくりの一環としてあの戦災変電所を生かすような取り組みを行ってもいいんじゃないかと、そう思うんですけども、そういった観点での発想はどうでしょうか。これはどなたに聞いていいかわからないんですけども、お答えできる方でお願いできたらと思います。

○社会教育課長（村上敏彰君） ただいまの戦災建造物を生かしたまちづくりというお話でございますが、実は十菱先生の講演会の席で、本年9月に館山市で戦争遺跡保存全国シンポジウムというのが9月の5、6、7と3日間で開催される予定でございます。実は、その十菱先生の講演会を受けまして、博物館の職員をこのシンポジウムに1日だけですけども参加をさせようと考えてございます。こちらのシンポジウムのサブテーマが、戦跡と文化財を生かしたまちづくり、館山まるごと博物館ということでございますので、こういったシンポジウムに参加することで何らかの情報を収集できるのではないかなと、このように考えてございます。

以上でございます。

○社会教育部長（小俣 学君） あと、変電所を活用したまちづくりという絡みのことでございますけれども、博物館での仕事というのは、博物館条例にもございますとおり、郷土資料の収集や保管、展示、そのほか調査、研究というのが業務として位置づけられております。まちづくりに向けてということになりますと、教育委員会だけではなかなかやり遂げるというわけにはいきませんが、ただ変電所の特別公開、ここ何年かで非常に回数も重ねてきてございます。たくさんの方に見ていただいてきてございますので、そういうことは東大和市がこういう歴史を持ったまちだということをたくさんの方に知ってもらい、そういうことがまちづくりには非常に必要な要素であるというふうにも思っておりますので、引き続き博物館のほうとしましても変電所の特別公開などしながらたくさんの方に知っていただいて、それがまちづくりにつながっていけばいいというふうに考えてございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） ありがとうございます。ぜひ、担当の博物館は積極的にそういう形で進めていただきたいんですけども、あわせて、今回この沈黙の証言者ということで、企財のほうを中心にこういうビデオを制作されてます。私も見せていただいて、大変いいものができたと感謝いたします。

とりわけ、中で貴重な証言をされてる中でたまたま、議会の代表じゃないですけども、比留間茂さん、元議長が証言をされてました。比留間さんも日立航空機の仕事にかかわっていたということでありましたから、そのあいつの方たちの証言が入って大変私はよかったと思ってます。やはり皆さんかかわった人たち、こういったものは残していくべきだということを書いてますし、今市長のお話ですと、もう一つ英語版のやつですか、そういうのもつくってるということでもあります。

それで、ちょっとこれはそういういいもので別にどうこうじゃないんですけども、今回それに関しては経費としてはどのぐらいかかったのかということと、今そのビデオ、DVDですけども、これを紹介するやはりチラシなりパンフレットというものはつくる予定はあるのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 手元に資料等ございませんので正確な契約金額等はお話しができませんけれど、DVDの制作につきましては約150万以上の予算のほうを執行しているところでございます。現在も英語の部分、英字の部分を現在作成中でございますので、まだDVDの制作については現在進行中ということで、先日の平和市民のつどいの放映に間に合うようにということでその部分は作成をいたしましたので、現在まだ最後の仕上げというような段階でございます。

今後いろいろな発信については現在やれるところをやっていくということで計画しておりますので、まだどういようにインターネットに掲載していくかというようなものも現在進行中というところでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。私としては、結局、先ほども述べたように、せっかくの戦災建造物を保存しながら、それを一般市民の方に詳しく説明して簡単に渡せるものがないと。現存、今ある市が持っている資料でいえば、市史の資料編の中の南街の歴史とか戦災、そういった歴史の第1巻を、あれを丸ごと渡すしかない状態ですから、本当に気軽にすぐ手渡せるようなものがない状態です。

そういった中で、このDVDに関しては、これは販売するのか、それともどうしていくのか。特に販売とかは考えていないのでしょうか。この生かし方なんですけども、今博物館に行くともう常時流してるから、そこでいろんな人が見てる状態ですけども、せっかくこういういいものをつくったのですからいろんな生かし方は

あると思っておりますけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 今回制作をいたしましたDVDにつきましては、趣旨が戦争体験者のその体験を後世に、あるいはこれからの若い人たちに伝えたいと平和の大切さを訴えて、それを後世に伝えていきたいんだと、それが趣旨でございまして、その中に当市の戦災建造物である変電所を一つ絡めて制作をしたほうがいいという、そういう趣旨でございまして、あくまでも戦争の体験者の記録映像、これが主でございまして、今後の展開についてはいろいろな角度から考えてまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 今の答弁ですと、あくまでも記録の一環としてつくったということではありますが、それはそれで大切なんですけど、せっかくこういうものがあるのですから、これを広めていろんな人に知っていただくことというのは、変電所のこれから恐らく必要である募金活動とか、そういった市民に呼びかける上でも大変有力なものになると思うんです。そのときに、やはり無料で配るのか、一定料金をいただいて、それを例えば変電所の修繕のほうに費用に回しますとか、いろんな活用の仕方もあると思うし、その辺の論議というのはどうなんでしょうか。これからなんでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 先ほども申し上げましたが、今DVDのほうでまだ現在進行中で、最終の部分が完成したわけではありませんので制作中ということでございます。

今後、先ほど市長の答弁にもございましたように、戦災建造物のあり方については今後いろいろ教育委員会も含めて深めていくということでございますので、そのあり方をいろいろな角度から考えながら、今中野議員がおっしゃったようなことも途中では出てくるような内容かなというふうに思いますが、現時点では決まっているものは一切ございません。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。私から言わせていただければ、せっかくこれだけ内容のいいものをつくっていて、一方で、東京都の補助金といいますか、それを生かして中学生が広島に、平和祈念式典に参加するとか、そういった試みもやってるわけです。

ちょっと言い方は悪いんですけども、各部署がそれぞれおのおのやっておりますけど、市全体としてこういう方向で持っていくんだという全体化がまた論議がされてないような気がしているんですけど、つまり、今市長としても、先ほど他の議員のときにも積極的に平和事業を進めていくとおっしゃってましたから、ぜひとも博物館でいろんな調査、研究はする、企財のほうではこういったDVDを生かしたいろんな動きを進めていく、それらをまとめてまちづくりの一環としていくような論議とか、そういった方向の検討をしてほしいんですけども、市長、どうでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 平和事業全体ということでございますので、私のほうから御答弁申し上げますが、来年度以降の平和事業、また今戦災建造物の変電所のあり方、そういうことも含めまして、平成27年度の戦後70年のことしのいろいろな事業展開の結果も踏まえまして、成果も踏まえまして、今後来年度以降の事業を考えていくというふうなその時期でございますので、今後いろいろな成果あるいは今まで行ってきた事業の市民の皆様からの意見、そういうものを勘案しながら来年度以降の平和事業については考えてまいる所存でございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。私としては、せっかくこういった、ことしがちょうど戦後70年とい

う記念の年であるから積極的にこういうものを事業を行って、それはそれで大変評価しますし、ただこれから、繰り返しますけども、変電所は多額の費用を要して修繕も必要であると。しかもそのものが大変価値があるものであるということ踏まえるならば、いろんなことを利用して、市のPRにもなるわけですから生かしてほしいと。

とりわけ、ちょっと私がさっきユネスコのことを強調したのは、原爆ドームはある面、ユネスコの中でも負の遺産として、例えばアウシュビッツなど、ああいったものも含めて世界遺産になりました。じゃこの変電所は単体でそうなるかという、当然ながらあのものだけではそうならないと思います。ただ、私が今いろいろ文献調べてみると、多摩の地域が、先ほども述べましたけども、米軍の真っ先に一番の空襲に遭ったように、多摩全域が軍事工場、とりわけある本では空都、空の都と書いてある本もありますし、軍都、軍の都と書いてある本もありますけれども、そういう極めて特殊な地域であったのは事実です。そして、今東大和に残る戦災変電所が象徴的ですけども、それに類するようなものとして、府中などに掩体壕ですね、戦闘機を隠していた、そういったものが文化財指定されました。府中市とか調布市などもそういったものを文化財している段階です。そういったものがまだ幾つか残っている。実際は、戦時中のいろいろな建物が、例えばICUとか大学のあれとして使われてる建物が当時からのものであるということも言われてますし、いろいろなものがまだ多摩地域には残ってます。実際に立飛も、最近立飛は何か当時つくっていた赤とんぼという練習機を復元するという報道もされていました。日立航空機でつくっていたのはまさに赤とんぼのエンジンですから、まさに関連があるわけですけども、そういったものを再生して、つくり直して残すということの動きもあります。

そうすると、ちょっとある面、ちょっとまた大げさな話になるかもしれませんが、東大和市が主導権を持って多摩の各地に呼びかけて、こういった文化財を世界遺産として登録したらいいんじゃないかと、そういった動きも、多少大げさに聞こえるかもしれませんが、そういう動きをしてもいいんじゃないかと思っています。

たまたま玉川上水を世界遺産にしようという動きがあります。残念ながら、ちょっと話はあれですけど、東大和市はそこには入っていないんですよ、関連の市の中には。野火止用水は玉川上水の分水ですからかかわってもいいと思うんですけども、なぜか玉川上水を世界遺産にしようという動きの中に東大和市は入っていませんけども、玉川上水も確かに歴史的に見れば大変価値があるものですし、世界遺産になる可能性もあると思っています。

つまり、私たちが身近に見て余り大したものじゃないかなと思ってるものでも実は大変な価値がある、調べていくと大変貴重なものであるということは大変いろんなものがありますので、そういう観点でぜひ捉えて戦災建造物にも、変電所を生かす形の中でも生かしてほしいと思っております。

一応そういったことを述べてですけども、市長さんのほうで御見解があればお聞きしますが、ないですかね。それでは、私としてはぜひともそういった戦災変電所をぜひとも市の大きなテーマとして残し、本当に平和を訴えるシンボルとして、国内はもちろん、世界に発信するようなものにしていただきたいことを訴えて、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、中野志乃夫議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時36分 延会